

進路の手引き



秋田県立ゆり支援学校

— 中学部・高等部 —

目次

I 豊かな生活に向けて

01

- 本校における進路指導のとらえ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 02
- キャリア教育全体計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 03
- キャリア教育指導内容表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 04
- 12年間の進路に関する流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 05
- 各学部進路指導 年間計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 06
- 社会参加に向けて身に付けたい力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 07

II 進路学習の手引き

09

- 進路学習の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 全学部に通ずる進路指導の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 高等部の校内実習・現場実習について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 高等部の現場実習の流れと進路決定まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

Ⅲ 卒業後の進路について

21

○学校卒業後の働く場の種類と求められること	22
○一般就労	24
○福祉サービス利用等	31
○進学	40
○本校卒業生の進路先（卒業時）	42

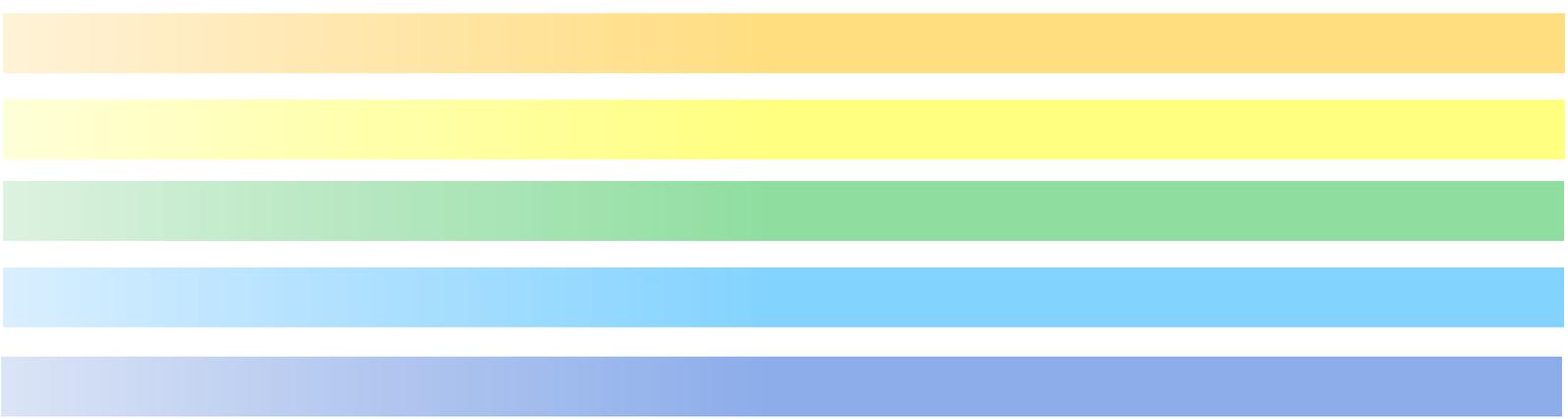
Ⅳ 一般就労手続

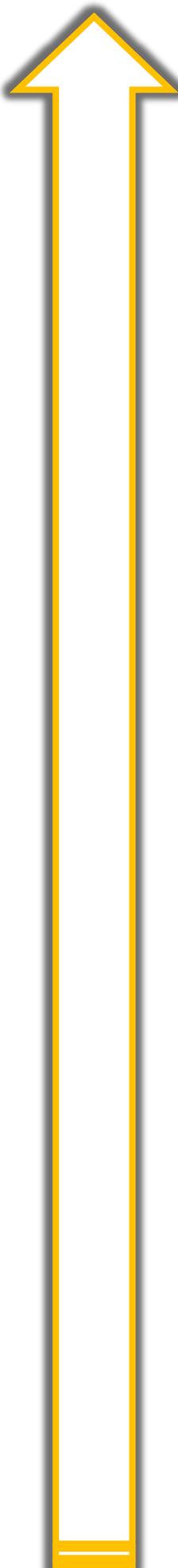
43

○卒業後の支援に向けて	44
○追指導	48
○同窓会	49

参考資料

50





I 豊かな 生活に 向けて

- 1 本校における進路指導のとらえ
- 2 キャリア教育全体計画
- 3 キャリア教育指導内容表
- 4 12年間の進路に関する流れ
- 5 各学部進路指導 年間計画
- 6 社会参加に向けて身に付けたい力

本校における進路指導のとらえ

進路指導（生き方指導）では、
小学部から高等部まで継続し、
関連した指導がなされます。

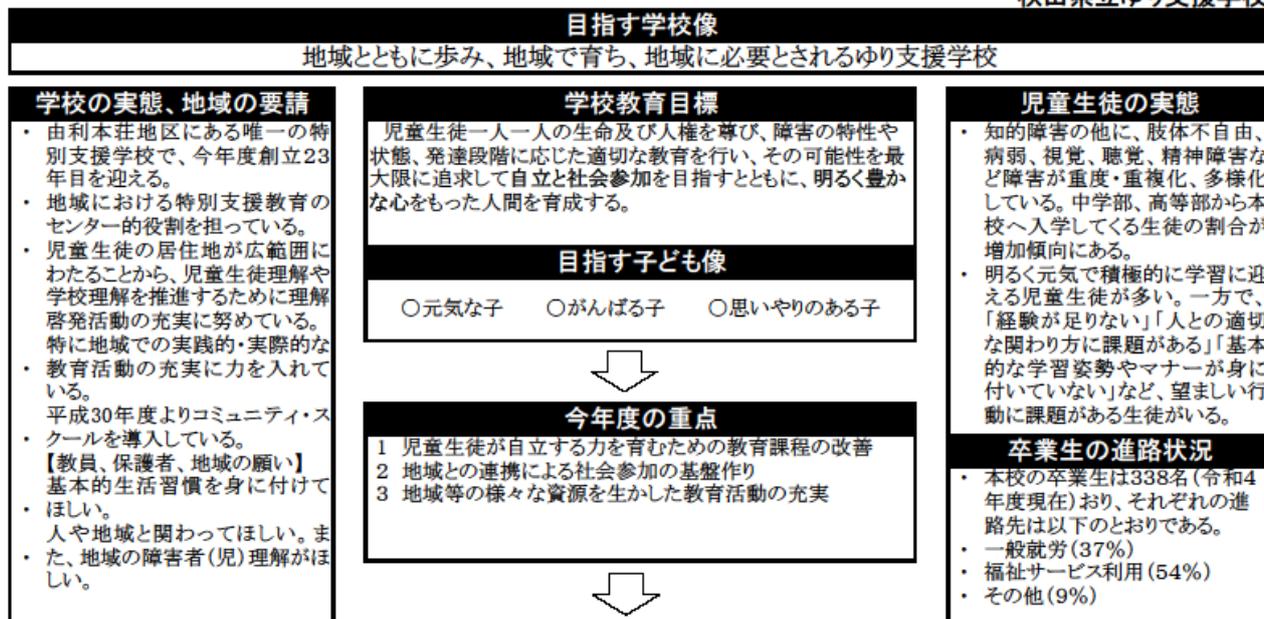
各段階の主な指導



進路指導の基本方針

それぞれの段階において、子ども一人一人の「よさ」に着目した学習を展開していきます。

将来の社会生活に必要な力を、小学部段階から徐々に積み重ねて身に付けられるよう、ご家庭や地域など、子どもを取り巻く様々な関係機関と協力しながら支援していきます。



キャリア教育の目標

自立と社会参加を目指し、“地域で豊かに生きる力”の育成

各学部のキャリア教育の重点事項		
小学部	中学部	高等部
苦手なことや失敗したことにあきらめずに取り組む。	落ち込んだときに、前向きに気持ちを切り替える。	プレッシャーやストレスから回復して立ち直り、次の活動に向かう。
手伝いや係活動など自分の役割を果たす。	相手の立場や自分の役割を考えて、人のためになる活動等に積極的に取り組む。	現場実習や地域での活動を振り返り、できたことやできなかったことに気づき、その後の生活に生かす。
自分の意思や感じたことを、周りに伝えようとする。	自分の身の回りのことは、自分で最後までやり遂げようとする態度や習慣を身に付ける。	困ったときの相談場所や人が分かり、相談しながら課題を解決する。

* キャリア教育で育てたい力については、「キャリア教育指導内容表」に記載(裏面)

各学部の主な実践		
小学部	中学部	高等部
交流タイム【レクリエーション】		
キャリア・パスポートの作成		
中学部見学・体験学習及び小学部(小学校)6年生との作業交流		
	高等部見学・体験学習及び中学部(中学校)3年生との作業交流	
	事業所見学・体験	
	作業学習パワーアップ週間	校内実習、現場実習
各作業班における地域の方との共同作業や交流、販売等		
地域貢献活動【クリーンアップ、植栽活動、花壇整備、除雪活動、演奏・演劇発表会等】		
居住地校交流		

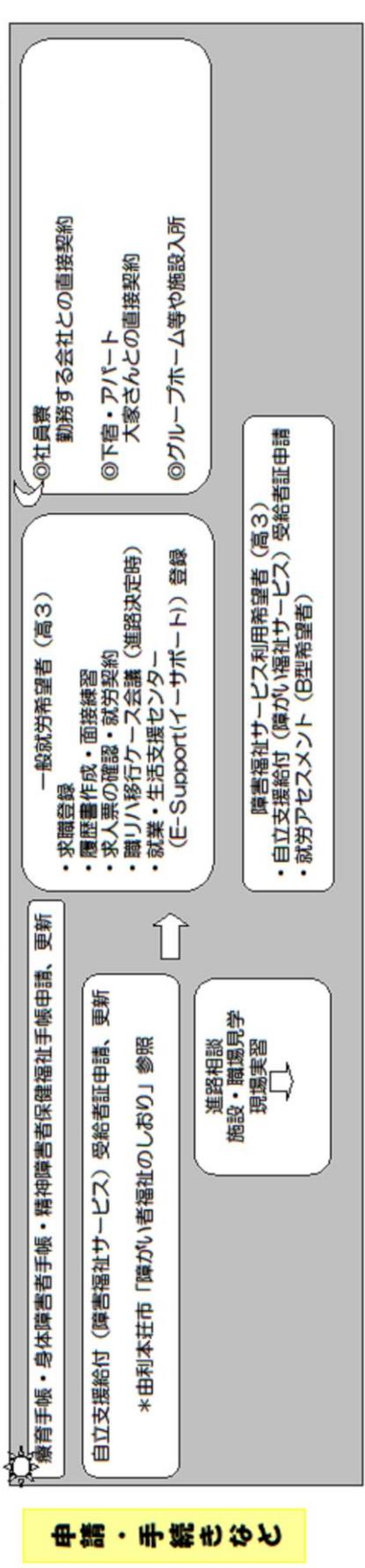
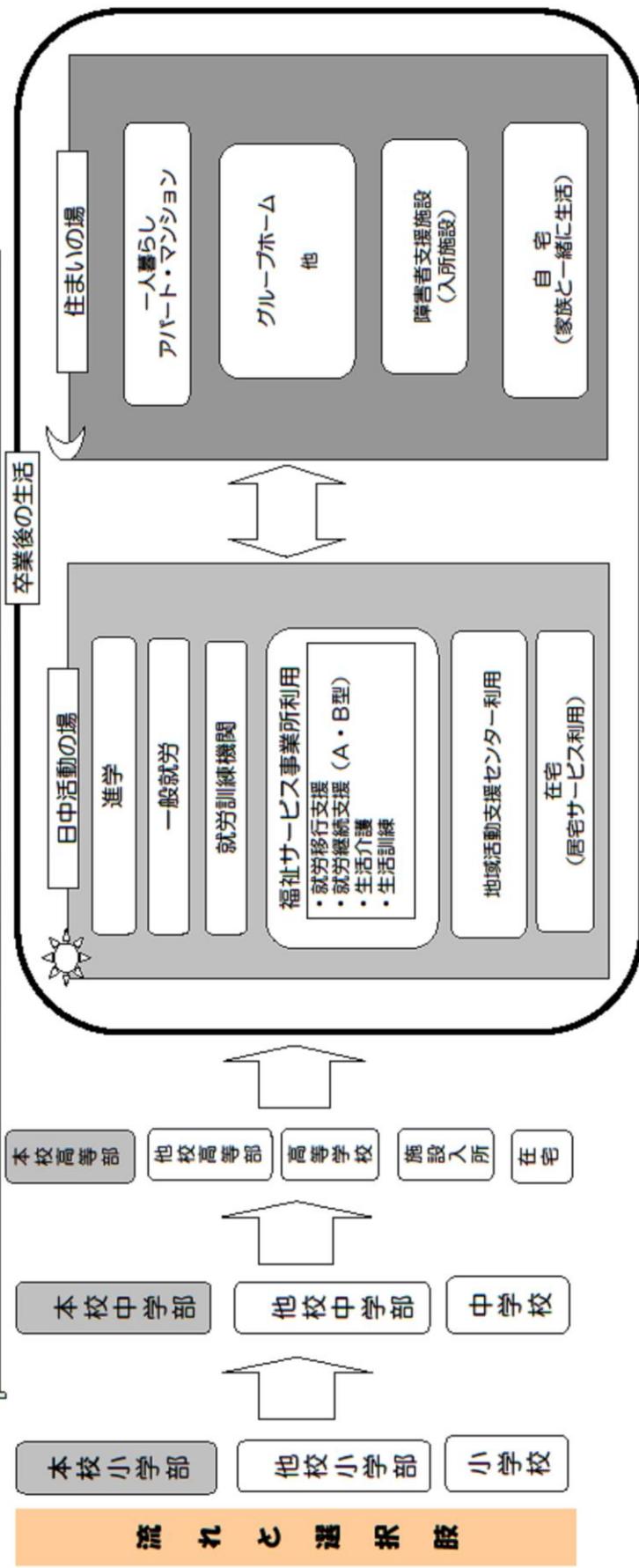
キャリア教育推進の基盤				
職員の専門性の向上	関係機関との連携	地域との連携	保護者との連携	理解推進
<ul style="list-style-type: none"> 発達段階に応じた指導内容の検証 キャリア教育に関する研修会等への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 療育、教育機関、行政、福祉サービス事業所、協力事業所との情報共有 コミュニティ・スクールの取組 学校後援会との連携 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ・スクールの取組 交流及び共同学習 センター的機能 	<ul style="list-style-type: none"> 「個別の指導計画」「個別の支援計画」に関する面談 進路希望調べに基づく進路相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 学校HPの活用 各分掌部等通信発行 PTA諸活動の実施 障害理解授業

キャリア教育指導内容表

県立ゆり支援学校

	小学部段階で育てたい力	中学部段階で育てたい力	高等部段階で育てたい力	自立活動中心の児童生徒の育てたい力
人間関係形成能力	挨拶	・身近な人に挨拶する習慣を身に付ける。	・自分から進んで挨拶をする。	・場面や相手に応じた挨拶や言葉遣い、態度で接する。
	意思表現 人との関わり 協力・共同 他者理解	・自分の意思や感じたことを、周りに伝えようとする。 ・教師や友達と関わりながら、一緒に課題を解決する。 ・友達の良いところを見付け、認める。	・相手に伝えるように、自分の意思を適切に表現する。 ・自分の役割を理解し、友達と協力して課題解決する。 ・相手を思いやる気持ちをもって行動する。	・相手を思いやる態度や話し方などのコミュニケーション能力を身に付ける。 ・自分から進んで物事に取り組みんだり、友達と協力したりして、自分の役割を遂行する。 ・他者の考えや個性を尊重し、思いやる気持ちをもって行動する。
自己管理能力	自己理解	・好きなことや自分にできそうなことが分かる。	・「分かった」「できた」「できた」という達成感もち、自己のよさや可能性に気付く。 ・苦手なことや難しいことに挑戦し、自己の可能性を広げる。	・自己の能力や適性、課題を知り、自己理解を深める。
	立ち直る力 (レジリエンス)	・苦手なことや失敗したことにも、あきらめず再び取り組もうとする。 ・学習活動の中で、目標を意識する経験を重ね、見直しをもつ。 ・活動後によかったことや楽しかったことを振り返る。	・自分の目標に向けて課題解決する意欲をもつ。 ・自分の役割のよさに気付き、次の活動の意欲につながる。	・場の雰囲気を感じ取る力 ・様子の変化に気付く力
課題対応能力	目標設定	・中学部見学を通して、様々な作業学習の内容に興味をもつ。 ・苦手なことにも取り組もうとする。	・職場見学を通して、様々な職業に触れ、興味をもつ。 ・困ったときに身近な人とやりとりをしながら、いろいろな活動に取り組む。 ・社会経験を通して、人との関わりや自分の好きな活動の幅を広げ、将来への夢をもつ。	・プレッシャーやストレスから回復して立ち直り、次の活動に向かう。
	肯定的な自己 評価・振り返り 情報収集と活用 自己調整	・一人で行えることを増やし、さらに興味・関心のあることに意欲的に取り組む。	・困ったときに身近な人とやりとりをしながら、いろいろな活動に取り組む。 ・社会経験を通して、人との関わりや自分の好きな活動の幅を広げ、将来への夢をもつ。	・自分の目標を設定し、達成に向けて活動する。 ・現場実習や地域での活動を振り返り、できたことやできなかつたことに気付き、その後の生活に生かす。 ・ハローワーク等の公共施設やバス等の公共の交通機関を利用する。 ・困ったときの相談場所や人が分かり、相談しながら課題を解決する。 ・仕事の様子や卒業後の生活を具体的にイメージする。 ・趣味や休息など、自分の時間の有効な使い方を覚える。 ・将来について具体的に考え、働くことの意義を理解する。
キャリアプランニング能力	夢や希望 (生きたい・やりたい)			・期待して待てる力
	社会のきまり 法や制度の活用	・家庭や学校生活における簡単なきまりがあることを知り、友達や大人と一緒に決まりを守って活動する。 ・大人と一緒に落ち着いてバスや電車、身近な公共施設を利用する。	・社会生活に必要なルールやマナーを覚え、人に迷惑がかからない生活について学ぶ。 ・路線バスや電車等、公共の交通機関を利用して目的地まで行く経験を広げる。	・社会の規則や常識をわきまえて行動する。 ・社会の制度やサービスに関することと実生活での利用（権利、相談、携帯電話の使い方等）の仕方が分かる。
	金銭の扱い 消費生活の理解	・買い物学習を通して、買い物には金銭が必要であることを知る。 ・家庭や学校生活の流れを理解し、見直しをもって生活する。 ・準備→活動→片付けを意識して活動する。 ・楽しく体を動かし、基本的な身辺処理能力や健康・安全な生活習慣を身に付ける。	・商品やサービスを受けるためには、金銭が必要であることをや金銭の大切さ、使い方を覚える。 ・着替えや食事、排せつ等の身辺処理能力や健康・安全に生活する力を高める。 ・自分の身の回りのことは、自分で最後までやり遂げようとする態度や習慣を身に付ける。	・預金などの金銭管理方法や生活に即した数量や時間を理解する。 ・身なりを清潔に整える。 ・栄養バランスを考えたり食事や十分な睡眠等で生活リズムを整える。 ・健康・安全に生活する力と最後までやり遂げる力を身に付け、働く体力を高める。 ・一週間働き続けるために必要な体力を付け、向上心をもって作業する。
	習慣形成	・家庭や学校生活の中の仕事に興味や関心をもち、手伝いや係活動に取り組む、自分の役割を果たす。	・学校や家庭での役割を理解し、継続して実行する。 ・相手の立場や自分の役割を考えて、人のためになる活動等に積極的に取り組む。	・一週間働き続けるために必要な体力を付け、向上心をもって作業する。
	役割の理解	・自分の好きな活動を選んで最後まで取り組む。	・自己の興味・関心に基づいた、よりよい選択や進路先に関する主体的な選択を行う。	・保護者や担任、進路担当と適切な進路選択を行う。

12年間の進路の流れと必要手続き



進路指導 年間計画

対象：◎保護者、児童生徒

○保護者

●児童生徒

月	小学部	中学部	高等部	卒業生
4	◎個別面談 ○進路希望調査	◎個別面談 ○進路希望調査	◎個別面談 ○進路希望調査	・入所、入社式
5		●作業学習パワーアップ週間	◎1年：事業所等見学	・同窓会 ※運動会の日
6		◎事業所等見学	●校内・現場実習 ●3年：就労アセスメント(就B対象)	
7			◎3年：進路面談	・同窓会総会 ・成人を祝う会
8			◎3年：求職登録	
9	○PTA進路研修	○PTA進路研修	○PTA進路研修 ●3年：個別実習(～3月) ●3年：履歴書作成	
10	●6年：中学部作業学習見学	●作業学習パワーアップ週間	●1年：事業所等見学 ●2年：職業ガイダンス	
11			●1、2：校内・現場実習	
12			●2年：就職面接会等 ○3年：障害福祉サービス支給に係る申請	
1				・由利本荘市成人式参加
2	◎個別面談	◎個別面談	◎1、2：進路面談 ◎職リハ移行支援会議 ◎3年：障害支援区分認定調査 ◎3年：サービス等利用計画作成	
3			◎3年：福祉サービス事業所との契約	

*学習計画や関係機関の都合等により、時期や内容は変更になることがあります。

社会参加に向けて 身に付けたい力 ～卒業までできることを増やしましょう～

身の回りのこと

食事	<input type="checkbox"/> 食べ物を適量口に入れる <input type="checkbox"/> はしを使って食べる <input type="checkbox"/> コップで上手に飲む <input type="checkbox"/> よくかんで食べる <input type="checkbox"/> 手を洗うとき、そで口を濡らさないように意識する <input type="checkbox"/> 配膳のときに行儀よく待つ <input type="checkbox"/> 「いただきます」「ごちそうさま」を言える <input type="checkbox"/> こぼしたものをふいたり、テーブルをきれいにしたりする	<input type="checkbox"/> スプーン、フォークを使って食べる <input type="checkbox"/> こぼさないで食べる <input type="checkbox"/> 器をおさえたり、持ったりして食べる <input type="checkbox"/> 好き嫌いせずに何でも食べる <input type="checkbox"/> 自分の食器を並べたり片づけたりする <input type="checkbox"/> 食事マナーを守って食べる <input type="checkbox"/> 食事後、口のまわりをふく
排泄	<input type="checkbox"/> 一定時刻にトイレに行く <input type="checkbox"/> トイレトペーパーを適切に使う、しっかりふき取る <input type="checkbox"/> 用便後、服装を整える <input type="checkbox"/> 家や学校以外のトイレも利用できる	<input type="checkbox"/> 尿意を近くの大人に伝える <input type="checkbox"/> 用便後、手を洗う <input type="checkbox"/> 一人でトイレに行き排せつする
着替え	<input type="checkbox"/> ズボンの上げ下ろしができる <input type="checkbox"/> 前後、裏表、左右を間違わずに着る <input type="checkbox"/> えり、そで、すそなどを整える <input type="checkbox"/> 脱いだ服をたたむ	<input type="checkbox"/> 上着の袖を通せる <input type="checkbox"/> ボタン、スナップ、ファスナーのある衣服を着る <input type="checkbox"/> ベルトの着脱ができる <input type="checkbox"/> ハンガーに衣類をかける <input type="checkbox"/> ズボンにシャツを入れる <input type="checkbox"/> 一人で着替えられる
清潔	<input type="checkbox"/> 歯みがきや洗顔 <input type="checkbox"/> ハンカチ、ティッシュを持ち歩く <input type="checkbox"/> 手洗い、うがいをする	<input type="checkbox"/> きれいに鼻汁をかむ <input type="checkbox"/> 髪をとかず <input type="checkbox"/> 身体や髪を洗う <input type="checkbox"/> 爪を切る
生活リズム	<input type="checkbox"/> 毎日同じ時間に起きる、寝る	<input type="checkbox"/> 毎朝、朝ご飯を食べる
身だしなみ	<input type="checkbox"/> 服が汚れたら着替える <input type="checkbox"/> 気温に合わせて服を選ぶ	<input type="checkbox"/> 靴をそろえる <input type="checkbox"/> 雨具を正しく使用する <input type="checkbox"/> 場所や用途に合わせて服を選ぶ
金銭管理	<input type="checkbox"/> 小遣い等を計画的に使う、必要なものを買う、保管・貯金するなど金銭管理ができる <input type="checkbox"/> お金が大切であることが分かる <input type="checkbox"/> 大人と一緒に簡単な買い物をする	<input type="checkbox"/> お小遣いやお年玉を大切に保管し、使い方を知る <input type="checkbox"/> ほしい物を選んで買い物をする
交通機関の利用	<input type="checkbox"/> いろいろな交通機関を大人と一緒に使う <input type="checkbox"/> 利用の仕方が分かる <input type="checkbox"/> 交通トラブル（電車に乗り遅れたなど）の対応の仕方が分かる	<input type="checkbox"/> 切符を買ったり、運賃を払ったりする <input type="checkbox"/> 目的地まで交通機関を使って、一人で行ける
規則の遵守	<input type="checkbox"/> 順番や交代の意味が分かる <input type="checkbox"/> 学校のルールや家族との約束を守る	<input type="checkbox"/> ルールのある遊びを楽しむ
危険への対応	<input type="checkbox"/> 危険と教えられたことをせず、自分の安全を考えて行動する <input type="checkbox"/> 道で不審者と遭遇した時の対応の仕方が分かる	
交通安全	<input type="checkbox"/> 信号に注意しながら大人と一緒に道路や横断歩道を渡る <input type="checkbox"/> 左右の安全確認をする <input type="checkbox"/> 道路の右側を歩く	<input type="checkbox"/> 信号の見方が分かり、信号に従う <input type="checkbox"/> 道路へ急に飛び出さない

コミュニケーション

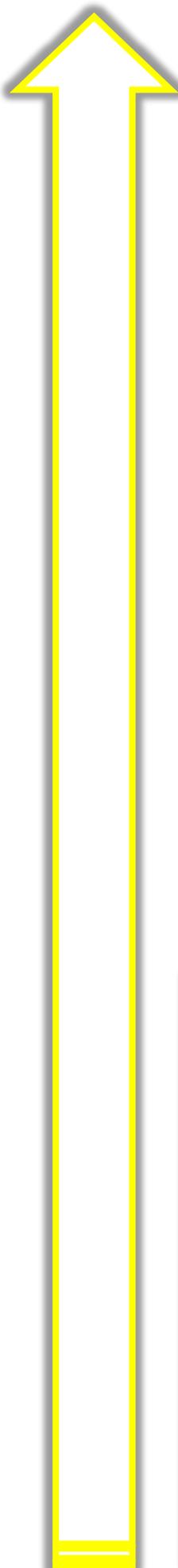
挨拶・返事	<input type="checkbox"/> 名前を呼ばれたら返事（身振り、表情、挙手、音声） <input type="checkbox"/> 誰にでも挨拶ができる	<input type="checkbox"/> 相手に応じた挨拶・返事
会話	<input type="checkbox"/> 相手の問いかけに反応する <input type="checkbox"/> 休み時間に、友達との会話を楽しむ <input type="checkbox"/> 注意を受けたら「すみません」と言える <input type="checkbox"/> 教えてもらったら「ありがとうございます」と返せる	<input type="checkbox"/> 相手の話を聞いたり、要求を受け入れたりする <input type="checkbox"/> 簡単な自己紹介をする
意志表示	<input type="checkbox"/> 自分がやりたいという気持ち表現する	<input type="checkbox"/> 困っているときに、手伝ってほしいと伝える
協調性	<input type="checkbox"/> 友達と仲良く遊ぶ <input type="checkbox"/> 友達を誘って一緒に遊ぶ <input type="checkbox"/> 相手の嫌がることをしない	<input type="checkbox"/> 道具をゆずりあって遊ぶ <input type="checkbox"/> 人と協力して仕事をする <input type="checkbox"/> 自分と違う考えを受け入れる

働く力

体力	<input type="checkbox"/> 毎日休まずに学校に行く	<input type="checkbox"/> 1日（7～8時間）を通して作業ができる体力がある
健康管理	<input type="checkbox"/> 帰宅後、手洗い・うがいをする <input type="checkbox"/> 体調が悪いことや、けがをしたことなどを伝える <input type="checkbox"/> 適度に運動する習慣をつける	<input type="checkbox"/> 忘れずに服薬をする <input type="checkbox"/> 次の日に備えて睡眠をとる
指示内容の遵守	<input type="checkbox"/> 指示通りに作業をする	
機器・道具の使用	<input type="checkbox"/> 作業機器や道具類を教えられた通りに正しく使える	<input type="checkbox"/> 道具を丁寧に扱う
器用さ	<input type="checkbox"/> 端と端を合わせて折り紙を折る <input type="checkbox"/> ひもを蝶結びする <input type="checkbox"/> 2つの作業を同時にこなす	<input type="checkbox"/> はさみを使って線の通り切る <input type="checkbox"/> 直径5mm以内の穴にひもを通す
働く意欲	<input type="checkbox"/> 働くことに関心をもち、仕事に参加する <input type="checkbox"/> 感謝されて「うれしい」と思う	<input type="checkbox"/> 本人が働きたいという気持ちがある
質問・報告・連絡	<input type="checkbox"/> 必要な時に適切な質問・報告（作業の終了、失敗等）・連絡ができる <input type="checkbox"/> 分からないことがあったら、そのままにせず質問できる	<input type="checkbox"/> 要点を簡潔に伝える <input type="checkbox"/> 作業の終了を報告する
時間の遵守	<input type="checkbox"/> 日付や曜日が分かる <input type="checkbox"/> 仕事の開始時間に間に合うように準備をする	<input type="checkbox"/> 仕事（学校）の日と休日が分かる
積極性	<input type="checkbox"/> いろいろな活動に自分から積極的に取り組む	
集中力	<input type="checkbox"/> 好きな活動を時間いっぱい取り組む	<input type="checkbox"/> 作業への集中力が1時間以上持続する
責任感	<input type="checkbox"/> 当番や係の仕事を最後までやる	<input type="checkbox"/> 自分からお手伝い（家の仕事）をする
整理整頓	<input type="checkbox"/> 使った道具を元の場所に戻す <input type="checkbox"/> ごみを拾ったり、ごみ箱のごみを捨てたりする <input type="checkbox"/> 決められた場所を清掃する	<input type="checkbox"/> 掃除用具を正しく使える <input type="checkbox"/> 道具、材料、製品など目的に応じて整理整頓する

余暇・地域とのかかわり

<input type="checkbox"/> 自分の好きな活動を見つける	<input type="checkbox"/> 一人でも楽しめる活動がある
<input type="checkbox"/> 手帳を使って福祉サービスを路線バスの割引を利用する	<input type="checkbox"/> 地域の行事に参加する



Ⅱ 進路 学習の 手引き

- 1 進路学習の概要
- 2 全学部に通ずる進路指導の概要
- 3 高等部の校内実習・現場実習について
- 4 高等部の現場実習の流れと進路決定まで

小学部

【小学部のお仕事体験】

目 的	・自ら体験してみたい仕事を選んで働いたり、お客さんになって買い物やサービスを受けたりして、身近な仕事の興味を高める。
実施時期	・児童の発達段階に応じて、各学年で計画
内 容	・身近な職場（両親の仕事、学校事務、技師、調理員、スーパー、〇〇屋さん等）の見学や体験、利用 ・学級や学年、学部で自ら選んだ仕事を体験 ・会話や金銭、サービスのやりとりを体験

【小学部の奉仕活動】

目 的	・クリーンアップ活動を通して自己有用感や達成感を感じると共に、学校のためにできることをがんばろうという気持ちを育む。
実施時期	・10月～11月、1月～2月
内 容	・校内清掃、窓ふき ・通学路のごみ拾い

【小学部の中学部体験学習】

目 的	・中学部の日常生活の指導（朝の会、体力づくり等）と作業学習の見学、体験をすることで、中学部での学習に見通しや期待感をもつ。 ・中学部の作業学習の見学、体験を通して、進学に向けてがんばることを決める。
実施時期	・10月～
見学・体験先	・中学部1年生、中学部各作業班
内 容	・日常生活の指導体験（登校、着替え（更衣室の利用含む）、トイレ、朝の会、体力づくり） ・作業学習体験（農園芸、手工芸、ビーズ班、陶芸）

中学部

【中学部の作業学習パワーアップ週間】

目 的	・自分の目標や役割が分かり、主体的に活動する。 ・挨拶や返事、報告・連絡・相談、言葉遣いなど、社会生活に必要なルールやマナー、コミュニケーションの基礎を身に付ける。
実施時期	・5月、9月
体験先	・中学部各作業班
内 容	・作業学習（農園芸、手工芸、ビーズ班、陶芸）

【中学部の高等部体験学習】

目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・高等部の作業学習を見学、体験することで、高等部での学習に見通しや期待感をもつ。 ・高等部の作業学習を見学、体験を通して、自分に必要なことに気づき、進学に向けてがんばることを決める。
実施時期	・6月～
見学・体験先	・高等部各作業班
内 容	・作業学習体験（農園芸、木工、家庭、陶芸、事務デザイン、食品加工、ビルクリーニング）

【中学部の事業所見学】

目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業生の進路先である職場見学を通して、高等部卒業後の進路先について知る。 ・職場の方や卒業生へのインタビューを通して、高等部卒業後の生活や働くことについて知る。
実施時期	・10月、11月
見学・体験先	・一般企業、福祉事業所
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・職場見学、作業体験、質疑応答（職場の担当者や本校卒業生） ※上記の内容から事業所の実情に合わせて実施する。

【中学部の奉仕活動】

目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の施設や学校周辺での貢献活動を通じて地域の人々と交流し、友達と一緒に課題を解決することで喜びややりがいを感じる。 ・次の行動を自ら判断したり、周りの人に相談したりする。
実施時期	・年間を通して定期的な実施
体験先	・介護施設、地域各所
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・環境整備（介護施設清掃（窓ふき）・装飾） ・クリーンアップ（除草、ごみ拾い） ・植栽活動 ・介護施設での音楽的活動 ※上記の内容から事業所の実情に合わせて実施する。

作業学習 5 箇条等

1. 自分からはっきりとあいさつ、返事、丁寧な言葉遣いをする
2. 身だしなみを整える
3. 時間を守る
4. 集中して最後まで仕事をする
5. 「ありがとうございます。」「すみません。」を忘れない



高等部

【高等部 1 年生の職場見学】

目 的	<ul style="list-style-type: none">・地域の雇用状況や就労について学び、卒業後の進路に関する情報を得る。・働く卒業生の姿を見学したり、卒業生に質問したりすることで、卒業後の就職に向けた具体的なイメージをもつ。
実施時期	・ 6 月～1 1 月までの期間に 1～2 回
見学・体験先	・ 一般企業、福祉事業所
内 容	・ 職場見学、講話、質疑応答（職場の担当者や本校卒業生） ※上記の内容から事業所の実情に合わせて実施する。

【高等部 1、2 年生の卒業生から学ぶ「ようこそ先輩！」】

目 的	<ul style="list-style-type: none">・地域の職場で働いている卒業生から仕事や生活についての話を聞くことで、将来働くイメージをもったり、卒業後の暮らしに見通しをもったりする。・自立した生活をしている卒業生の話を聞くことで、将来働いたり、生活したりするために必要な力について考え、今後の学習の意欲を高める。
実施時期	・ 9 月または 1 0 月、2 月または 3 月
内 容	・ 講話、質疑応答

【高等部 2 年生の職業ガイダンス】

目 的	<ul style="list-style-type: none">・社会人として必要な基本的な知識や態度について学び、学校生活や家庭生活に生かす。（生徒）・職業人として必要とされる基本的な知識や態度について知り、卒業までに身に付けておくべき力や支援等について知る。（保護者）
実施時期	・ 1 0 月から 1 2 月の間
内 容	・ 講話、質疑応答（職業教育センター職員）

【高等部 1～3 年生の就業支援員の講義】

目 的	<ul style="list-style-type: none">・就業支援員や生活支援員と交流し、卒業後のつながりを深める。・職業生活に必要な知識を身に付けるとともに、生涯学習への参加意欲を高めるなど、余暇を充実させようとする意欲をもつ。
実施時期	・ 9 月から 3 月の間
体験先	・ 学校内、由利本荘地域生活支援センター等
内 容	・ 講話、質疑応答（由利本荘・にかほ圏域障害者就業・生活支援センター E - S u p p o r t（イーサポート）職員）



2 将来の生活につながる日常的な学習活動の概要

学校生活全般	<ul style="list-style-type: none"> 必要な支援を自ら求めながら主体的に活動する力を高める。 みんなのために働く経験を通して、働くことへの関心を高める。
生活科	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活の基本的な習慣を育てる。 集団生活への参加に必要な態度や技能を育てる。 身近な社会や自然への関心を深める。
各教科 教科等を合わせた指導	<ul style="list-style-type: none"> グループ活動等を通して集団生活に必要な態度や技能を養う。 好きなことを見つけ、一生懸命に取り組む。 地域の人々と共に活動したり、地域貢献活動等を積み重ねたりする。
道徳	<ul style="list-style-type: none"> 約束やきまりを守り、自分がやらねばならないことを意識し、自ら行うことができるようにする。
特別活動	<ul style="list-style-type: none"> 活動することの楽しさを体感しながら、お互いに協力し合う態度を育てる。

キャリア・パスポート

小・中・高、地域社会をつなぐキャリア・パスポート「未来へのスケッチ」

キャリア・パスポートとは、生徒自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につながるための生徒が主役のツールです。本校では、本人の目標が未来へとつながることを願って「未来へのスケッチ」と称しています。

毎年同じ目標ではなく、段階的にステップアップしたり、新たな目標に挑戦したりできるよう、進級・進学、地域へ移行するごとに学級担任が引き継ぎ、学びをつないでいきます。

小学部は、「未来の夢や目標」、「今年の目標（学校の目標、家庭の目標の2項目）」、「支援してほしいこと」を学校で記入します。

中学部・高等部は、「未来の夢や目標」、「今年の目標（学習、生活、家庭や地域の3項目）」、「支援してほしいこと」を学校で記入します。

保護者は、4月の面談で児童生徒が設定した目標を共通理解し、家庭で支援できることを学級担任と一緒に考えます。新入生や転入生、自分で目標設定が難しい児童生徒については、4月の面談で保護者と学級担任が相談しながら目標を設定します。

The form is titled "未来へのスケッチ" (Future Sketch) and includes a field for "学年 名前" (Grade Name). It is divided into three main sections for different groups:

- 小学部 (Elementary School):**
 - 目標 (Goal)
 - 支援してほしいこと (Things I would like to be supported with)
- 中学部 (Middle School):**
 - 目標 (Goal)
 - 支援してほしいこと (Things I would like to be supported with)
- 高等部 (High School):**
 - 家庭や地域で挑戦すること（手伝いや余暇など） (Challenges at home or in the community (part-time work or leisure, etc.))
 - 支援してほしいこと (Things I would like to be supported with)

*様式は、小学部用、中学部・高等部用で異なります。

【「支援してほしいこと」書き方】

目標：人前で独り言を話さないように、落ち着いて過ごす。

支援者「どんなときに独り言を話してしまうの？」

本人「不安なときかな。」

支援者「どんなときに不安になる？」

本人「何をすればいいかわからないときややることが多いとき」

支援者「そんなときはどうしてほしい？」

*このように会話を進め、支援してほしいことを具体化します。

本人との会話が難しい場合は、本人がしてほしい支援を想像したり、本人の普段の様子から目標や支援を設定したりすることが重要です。



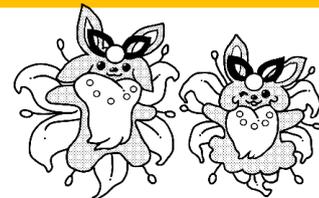
支援してほしいこと

- ①見通しをもてるように、事前に学習することを伝えてほしい。(先生)
- ②学校から帰ってきてからの予定と一緒に確認してほしい。(保護者)
- ③独り言が多いときは、「どうしたの?」と声を掛けて、気持ちを聞いてほしい。(先生、保護者、地域の方)

未来へのスケッチ(本校20周年記念歌)

作詞：平成30年度高等部卒業生、齋藤行正 教諭

作曲：齋藤行正 教諭



ゆり支援学校創立20周年記念
キャラクター：「ピカ」と「ピー」
by 佐々木李咲 (令和3年度卒)

この丘に 咲く 花々は
あの日 描いていた 未来
朝露に ぬれた 校舎が
笑顔を 迎える

すべての 始まりは
あなたの 思いから
思いが 風を 引き寄せ
私を 運んでくれた

ありがとう 私を
包む すべての 思いよ
優しく この翼を 支えてくれた

今は まだ 小さな 翼だけど
いつか あなたの その日を 支える
私になる

水林の 空の色
鳥の さえずり
夕日に 染まる 校舎が
笑顔を 見送る

すべての 始まりは
あなたの 思いから
思いが 夢を 集めて
季節を 虹色に かえた

ありがとう 私を
いやす すべての ともしび
優しく 道しるべを 照らしてくれた

今は 出来る力で はばたこう
いつか あなたの 思い出 彩る
私になる

3 高等部の校内実習・現場実習について

◎生徒には、実習前に次のことを伝えます。

①健康第一

～心も体も健康に過ごす～

②自分から「やる」「伝える」

～積極的な姿勢（覚えたことは進んで仕事する）、報告・連絡・相談（「～できました。」「次にやることはありますか。」「～教えてください。」）

③「あいさつ」「返事」「感謝」する

上記の内容は、いつでも、どこでも、誰にでも取り組める内容です。これらが当たり前に行えることで、進路実現が近づきます。学校と家庭が一体となって進め、社会参加への後押しをしていきましょう。

生徒一人一人が、社会の中でそれぞれのもつ力を十分に発揮し、豊かで充実した生活を送れるよう指導・支援をしていきます。

I 校内実習について

1 目的(位置付け)

- (1) 日常の学習のまとめ（力試しをする）
- (2) 現場実習へ向けての準備学習（卒業後の進路を考え始める）
- (3) 将来の社会生活の基礎学習（学校生活から地域生活への移行を意識していく）

2 ねらい

- (1) 学校や家庭で身に付けてきた力を確かめる。（基本的生活習慣の確認）
- (2) 自分の適性や作業能力を知る。（自己理解）
- (3) 作業経験を通して、コミュニケーションの基礎を身に付ける。（社会性の伸長）

3 期間

《高等部1年》

I期：6月【5日間】

II期：11月【10日間】

II 現場実習について

1 目的(位置付け)

- (1) 「働きたい」という動機付けや意欲付けの喚起
（これまで培ってきた「～したい」という意欲を「働きたい」という動機付けへ）
- (2) 「働く生活」や「社会生活」の経験の積み重ね（現実的な条件下での体験）
- (3) 望ましい勤労観や職業観の形成（働く喜びや充実感）

- (4) 生徒についての現状や現況の把握
(職業、生活、今の力や必要な力を生徒本人や保護者が知る。)
- (5) 支援の方向性の検討、確認
(卒業後の生活について、本人への支援の方向性について保護者が確認する。)

2 ねらい

- (1) 具体的な経験を通して、将来の社会生活に適応するために必要な知識、技能、態度及び円滑な対人関係の基礎を身に付ける。(2、3年)
- (2) 現場での作業経験等を通して、学校や家庭で身に付けてきた働く力や物事に向かう力をより確実なものとする。(2年)
- (3) 自己の作業能力を知り、適切な進路選択を行うための基礎を築く。(2年)
- (4) 卒業後の生活に具体的なイメージをもち、働く意義や責任、社会人としての生活への関心や理解を深める。(3年)

3 期間

《高等部1年》※一般就労を希望する生徒の中から選抜して実施	
Ⅱ期校内実習の期間内：【5日間】	
《高等部2年》	
I期： 6月【10日間】	Ⅱ期： 11月【10日間】
《高等部3年》	
I期： 6月【10日間】	個別： 8月以降随時

4 実施にあたって

- (1) 実習時間
 - ・原則として、午前9時～午後3時としています。ただし、実習先の実情や要望、実習生の通勤状況により変更する場合があります。
- (2) 休日
 - ・原則として、土・日・祝祭日としています。実習先の実情や要望により休日を変更する場合があります。
- (3) 経費等
 - ・実習は学校教育の一環として行われるものですので、昼食代や交通費は実習生の負担とし、報酬等は一切いただかないこととしています。



(4) 勤務全般

- ・体調が悪い等で、やむを得ず休むときは、実習先に出勤時刻までに必ず連絡をしてください。また、学校への連絡もお願いします。
- ・平素の学習と違い、長時間の仕事や作業での身体的疲労のほかに、人間関係等で精神的な疲労が見られると思います。毎日の励ましや健康観察等、御指導や御配慮をお願いします。



(5) 事故防止、安全指導について

- ・事故防止、通勤経路の確認や安全指導の徹底をお願いします。
- ・万一、実習中に事故が生じたときは直ちに学校へ連絡してください。生徒が加入している保険（日本スポーツ振興センター等）の対象となります。また、実習先における器物破損等で生徒に賠償責任が生じた場合、実習先には金銭上の責任及び迷惑をかけないように、インターンシップ保険に加入します。



(6) 実習日誌について

- ・「実習日誌」は、実習先と家庭を結ぶ連絡日誌の役目をもっています。目を通していただき、家庭での様子等について簡潔に御記入ください。生徒に対するコメントではなく、実習先の方に向けたコメントの記入をお願いします。

(7) 服装

- ・実習先の方や、他の人に不快感を与えないように、服装や言動には十分注意するよう、御家庭でも言葉を掛けてください。
- ・通勤時の服装は、原則として制服をお願いします。事前あいさつや実習中の訪問の際は、保護者の方も同様に生徒に準じた服装をお願いします。



(8) 実習先訪問について

- ・本校職員が実習期間中、実習指導と観察等のため実習先訪問を計画します。保護者の方も、実習初日または最終日に実習先へのあいさつをお願いします。
- ・また、実習の事前に実習先を訪問し、通勤手段や実習内容、持ち物などを確認する機会をもちます。交通費が必要になる場合は予め連絡しますので、御協力をお願いします。



(9) 持ち物

- ・交通費や療育手帳等、実習に必要なものは毎日確認して持たせてください。また、持ち物には一つ一つ必ず記名をしてください。期間中は原則として弁当持参です。
- ・身分証明書は必ず携行させてください。



<高等部の年代で育てたい力>

高等部は、卒業後の生活によりスムーズに移行することができるよう、現場実習や職場見学などを通して、社会についての知識や理解を深めていく時期です。

【学校で取り組むこと】

- ◆身の回りのこと・・・ 自力での様々な身辺処理ができる。
- ◆コミュニケーション・・・ 場面に応じた言葉遣いやあいさつができる。困ったときの相談ができる。
- ◆進路学習・・・・・・・・ 進路に関する情報を収集したり、自分の体験を話し合ったりすることにより、進路に関する理解を深め、主体的に進路を選択することができる。
- ◆作業学習・・・・・・・・ 集中・持続して丁寧・慎重に作業に取り組むことができる。安全に配慮し確実に作業を行うことができる。
- ◆公共交通機関の利用・・・ 校外学習等で、社会の規則や常識をわきまえた行動をとることができる。
公共の交通機関を利用して、目的地へ行くことができる。

【家庭で取り組んで欲しいこと】

- ◆身の回りのこと・・・ 着替えや排泄など、自力での身辺処理ができる。
健康を意識し、適量な量や栄養バランスを考えて食事をとることができる。
- ◆コミュニケーション・・・ 必要に応じたあいさつや返事、応対（電話含む）ができる。
- ◆手伝い・・・・・・・・ 家庭での役割の大切さを感じ、いろいろな手伝いを率先して行う。
- ◆余暇の時間・・・・・・・・ 趣味を見つけ、休息や楽しみ方を覚える。
自分の自由になる時間の具体的な過ごし方を覚える。
- ◆その他・・・・・・・・ ショートステイなどの福祉サービスや旅行等で宿泊施設を利用する。

【社会参加に向けて】

- ・進路希望以外でも本人との話合いの時間を多くもつようにし、本人・担任と一緒に卒業後の生活を見通した進路選択・決定を行う。

これらは、卒業時までには必ず身に付けておかなければならないということではなく、「育てたい力」のめやす、と考えて下さい。「育てたい力」については、P07の「社会参加に向けて 身につけたい力」も参考にしてください。



4 高等部の現場実習の流れと進路決定まで

高等部 1 年生

- ・ 校内実習概要説明～P T A学部懇談にて～（4月）
- ・ 校内外でそれぞれの実態に合った実習を実施（11月）
- ・ 進路希望調査票配付（12月）
- ・ 進路面談～現場実習希望先把握と検討～（1、2月）
- ・ 高等部2年I期現場実習先調整（3月）

高等部 2 年生

- ・ 現場実習概要説明～P T A学部懇談にて～（4月）
- ・ I期現場実習先調整・決定（4、5月）
- ・ I期現場実習参加願・連絡票配付（5月）
- ・ 事前学習、事前挨拶、通退勤練習、決意式等（5月）
- ・ I期現場実習開始～初日、最終日挨拶～（6月）
- ・ 報告会、事後学習～ふりかえり、礼状～（6月）
- ・ II期現場実習先調整・決定（8～10月）
- ・ II期現場実習参加願・連絡票配付（10月）
- ・ 事前学習、事前挨拶、通退勤練習、決意式等（10月）
- ・ II期現場実習開始～初日、最終日挨拶～（11月）
- ・ 報告会、事後学習～ふりかえり、礼状～（11月）
- ・ 進路希望調査票配付（12月）
- ・ 進路面談～現場実習希望先把握と検討～（1、2月）
- ・ 高等部3年現場実習先調整（3月）

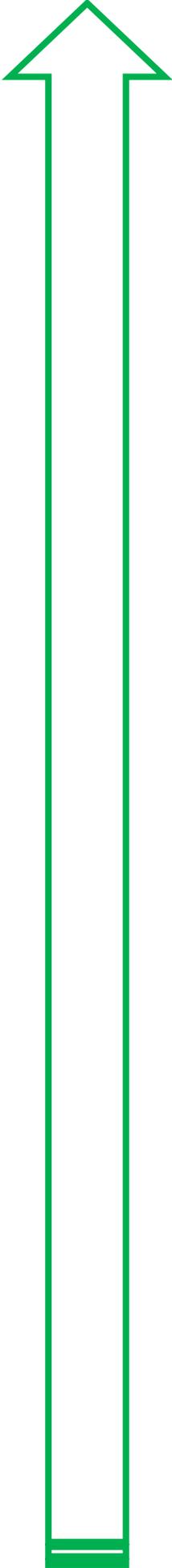
高等部 3 年生

- ・ 現場実習概要説明～P T A 学部懇談にて～（4 月）
- ・ 現場実習先調整・決定（4～6 月）
- ・ I 期現場実習参加願・連絡票配付（5 月）
- ・ 事前学習、事前挨拶、通退勤練習、決意式等（6 月）
- ・ I 期現場実習開始～初日、最終日挨拶～（6 月）
- ・ 報告会、事後学習～ふりかえり、礼状～（7 月）
- ・ 進路面談（7、8 月）

進路決定

進路決定者	進路未決定者
<p>【一般就労】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 詳細は、「一般就労までの諸手続等」参照 <p>【福祉的就労及び生活介護等】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 詳細は、「福祉サービス利用（就労継続支援 B 型、生活介護）までの諸手続等」参照	<ul style="list-style-type: none">・ 個別実習開始～事前・事後学習、挨拶、通退勤練習は、現場実習に準じて実施～・ 進路決定するまで、繰り返し実習・ 進路決定後は左に同じ





Ⅲ 卒業後 の進路 について

- 1 学校卒業後の進路先から求められること
- 2 一般就労
- 3 福祉サービス利用等
- 4 進学
- 5 本校卒業生の進路先（卒業時）

学校卒業後の主な進路先から求められること

一般就労

一般事業所（会社）

- 労働力に対し、給料をもらう
- 適切な範囲で生活のサポートあり

企業が求める主なこと

※R2年度職業ガイダンス職業センター資料より

- ・いろいろなことが、一人でできる
- ・会社の方に質問や報告ができる
- ・欠勤や遅刻、早退があまりない
- ・家のお手伝いが上手にできる

【本人の働く理由が明確である】 ※重要

- ・自分の生活のために、「働いてお金をもらう」という強い意志がある
- ・自分の夢や希望をかなえたい
- ・社会の一員として、社会に貢献したい

福祉サービス利用

就労継続支援A・B型

- 作業を中心とした日課の福祉施設
- 最低賃金が保障されている（A型）
- 生活のサポートあり
- 企業就労に向けた訓練を行う
- 働きに応じて工賃が支払われる

施設利用に必要なこと

※働く強い意志がある。

※各種障害者手帳を所持している。

- ・4時間以上の集中力を持続させた作業ができる。
- ・職員や先輩利用者に対し、適切な言葉遣いや態度で接することができる。
- ・身辺処理が自立している。
- ・週5日間、休まないで利用できる体力がある。

生活訓練・自立訓練

- 生活訓練や作業訓練を行う施設
- 生活のサポートあり
- 社会的自立を目的とする

施設利用に必要なこと

※各種障害者手帳を所持している。

- ・他の利用者と一緒に作業をしたり、レクリエーションをしたりすることが好きである。
- ・一定時間作業に取り組むことができる。
- ・一定時間落ちついて座ることができる。
- ・施設運営に対し理解と協力ができる。

生活介護

- 生きがいとしての就労・生活の場
- 生活のサポートあり
- 作業訓練や生活訓練を行う

施設利用に必要なこと

- ・施設の指導員さんや利用者の方と仲良く生活をする。
- ・指示を聞いて、活動ができる。
- ・施設運営に対し理解と協力ができる。

安定した職業生活のために

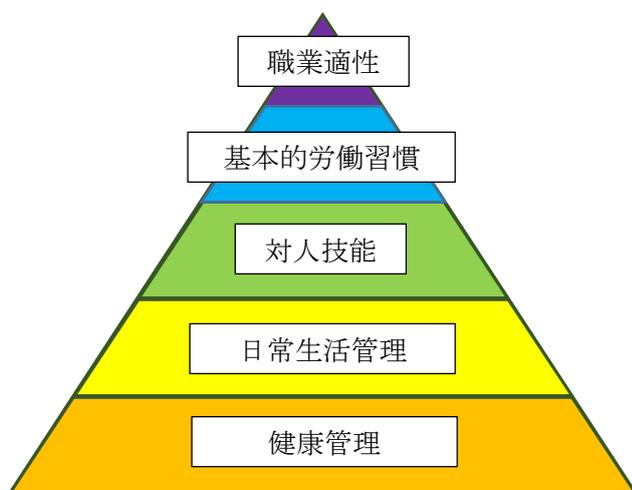
○企業が重視する項目

- 健康管理 … 『毎日休まず会社に通勤できる』
- 返事、挨拶、報告 … 『挨拶、返事、報告、質問がしっかりとできる』
- 作業意欲・態度 … 『やる気や元気のよさがある』
- 意思表示 … 『自分の考えや気持ちを恥ずかしがらずに伝える』
- 人との関わり … 『会社の人と協力して仕事をする』

○就職前に必要なこと

- 遅刻をしない、休まない
- 挨拶、返事、報告、質問をきちんと言える
- 謝る、お礼が言える
- 時間を守る
- 素直に指示にしたがう
- 協力する

○働くために必要なこと



職業準備性ピラミッド

就労能力の自覚、作業速度、能率の向上、指示理解、作業の正確性、作業環境の変化への対応
作業能力が評価される

就労の意欲、作業意欲、持続力、職場のルール理解、危険への対処、作業態度、仕事の報告、欠勤時の連絡、出勤状況
会社の一員として信頼される

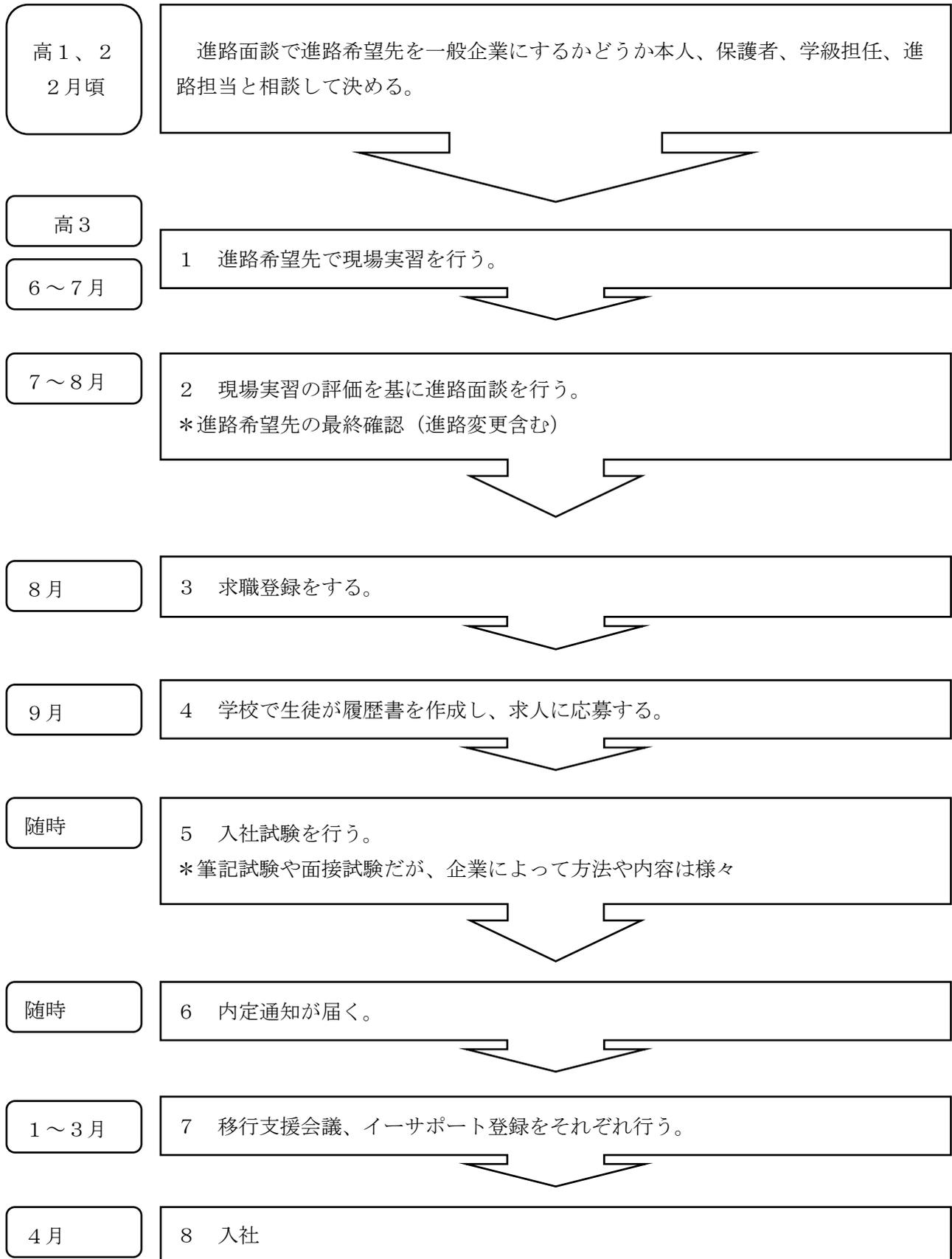
挨拶、会話、言葉遣い、協調性、共同作業、意思表示、感情のコントロール、非言語的コミュニケーション
職場で円滑に働ける

起床、生活リズム、身だしなみ、金銭管理、社会性（生活のルールを守る）
安定した力を発揮して働ける

食事、(通院を要する場合：自力通院、服薬管理)、体調不良時の対処、自分の障害・症状の理解、支援を求める（SOS発信）
社会で働ける身体になる

(参考：秋田障害者職業センター 職業ガイダンス資料)

一般就労までの諸手続等



求職登録

求職登録は、一般就労を希望している方が、ハローワークに、求職者（仕事を探している人）として登録することです。ハローワークに出向き、本人が求職登録票を記入することで、求職者として登録されます。

- ★求職登録をすることで、職業紹介や相談、就職後の指導など、一貫した支援を受けることができます。
- ★縁故就労（親戚等が経営する事業所に就職すること）は、ハローワークでの求職登録、求人の手続きは特に必要ありません。そのため、各種制度の利用はできません。
- ★求職登録の前に、本人と「どんな仕事がしたいか?」、「通勤が可能なエリアは?」、「生活の場をどこにするか?」など、しっかり相談しておきましょう。



求職登録の手続きについて

対象	一般就労（縁故就職を含む）を希望する高等部3年生
求職登録の前に	・学校で担任、進路担当と相談の上、進路担当を通して申し込む。 日時等は進路担当、担任と相談して決める。
求職登録当日	* 本人、保護者が各ハローワークに実際に行き、 求職登録票 （学校から事前に配付）に記入し、相談等を行います。 ★求職登録票の内容 ・氏名、連絡先（住所、電話番号） ・希望職種、就職条件（通勤できるエリア等） ・障害の状況、技能 など

求職登録から入社試験までの流れ



E-Support【イーサポート】



どんなところだろう？

雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的としています。職業生活における就業、日常生活及び社会生活をする上でのいろいろなことについて、関係機関（雇用、保健福祉、教育等）と協力しながら相談・助言・職場実習などを行います。



どんな障害でもいいの？

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害のいずれでも可能です。専門のスタッフ3名（就業担当2名、生活担当1名）がいます。



支援サービスの内容

- ①就業についての支援：ハローワークへ同行し、就職活動に必要なことについての支援、終業後の職場訪問の実施
- ②生活についての支援：生活全般、身の回りの相談に応じながら支援
- ③基礎訓練・準備訓練・職場実習

登録手続き

- ①時期：高等部卒業時に行います。
- ②対象：一般企業への就労が内定している方。
- ③方法：契約書を提出し、面談を行います。

◎月曜日から金曜日
（祝日及び年末年始を除く）
午前8：30～午後5：15まで

その他

- ・レクリエーションや勉強会の開催など、余暇支援も行っています。
- ・ふれあいサロンとして、在職者の交流の場についてもサポートしています。

所在地

住所 〒015-0855 由利本荘市二番堰25-1

（由利本荘地域生活支援センター）

電話 0184-44-8578 FAX 0184-44-8579

障害者職業センター



どんなところだろう？

障害者の職業生活における自立を応援してくれるところです。

- 学校の進路学習と連携し、働くための意識を向上させるための**職業ガイダンス**を行っています。（高等部2年時）
- 本人や学校・福祉の他、事業主やハローワーク等の関係機関等のいずれかの要請を受けて、本人と事業主の合意を得た上で支援計画を作成します。就職した後の職場定着に向けて**ジョブコーチ**が就職先の事業所を訪れ、1か月から8か月にわたって支援しています。
- 職業生活にを送る上での悩みや不安があるとき、**職業相談**を受け付けています。
- 働くための準備として、施設内で**職業準備支援**（校内実習のようなもの）を行い、希望者一人一人の課題に応じた内容や期間が設定され支援しています。



ジョブコーチ支援

【内容】

- ・障害者と事業主の双方が「言えない」、「聞けない」、「伝わらない」、「できない」等で困っていることの原因を探り、どうしたらうまくいくかを、障害特性や職場環境等の条件を踏まえて解決策を助言・提案します。
- ・安定して働くためのサポートを障害者、事業主、家族に対して関係機関と連携して行います。

【支援のタイミング】

- ・雇用前：採用前の職場実習
- ・雇用と同時：採用になって、慣れるまでの橋渡しとして
- ・雇用後：雇われてから支援が必要になったとき

【対象】

- ・就職や職場適応に課題や不安を抱える人または事業所
- ・課題の軽減・解消に向けて、きめ細かな人的支援が必要な人

所在地

住所 〒010-0944 秋田市川尻若葉町4番48号

電話 018-864-3608 FAX 018-864-3609

知的障害者判定及び重度知的障害者判定

実施機関：秋田障害者職業センター

事業所が助成金等の援護制度を利用するためには、雇用する従業員が障害者であるかどうか確認する必要があります。知的障害者の確認は、原則として療育手帳や、公的な判定機関から出された判定書等で確認します。

障害者職業センターが実施する知的障害者判定において知的障害者と判定された人についても、その判定をもって雇用対策上は療育手帳所持者と同様の扱いとなります。



特別支援学校在学中、何らかの理由で療育手帳を取得していない、または、取得できなかったという人が、一般就労を目指す上で制度利用の該当になるかどうかの手続きです。

重度知的障害者判定とは

障害者職業センターで実施する重度知的障害者判定とは、上記知的障害者判定と同様、事業所が援護制度を利用しての雇用等の際に、その人が重度の知的障害者であるかどうかを判定するものです。ですから、療育手帳や年金制度等の重度、もしくは1級の判定ではないことに注意してください。

また、障害者職業センターで実施する重度知的障害者判定は、児童相談所等のほかの知的障害者判定機関より幅広く行われますので、障害者職業センター以外の判定機関では重度とならない人でも、重度知的障害者と判定される場合があります。



働く上での重度知的障害者という扱いで、療育手帳の判定基準とは全く違うものです。

なぜ判定を受けるのか



判定による知的障害者を雇用することで、会社側が様々な援護制度を活用できるようになり、採用可否の判断に有利に働くケースがあるからです。

判定を受けるタイミングは？



求職登録を行ってから、内定が出る前までに行います。最適なタイミングはハローワークに相談します。

秋田技術専門校



どんなところだろう？

公共職業安定所（ハローワーク）に求職登録をしている障害者に対し、企業等の委託先を活用した委託訓練を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障害者の就職を促進します。



訓練の形態

【訓練期間】

3か月間（100時間／月）を標準としています。

【訓練の形態】

- ・知識・技能習得訓練コース：座学による知識や技能の習得を中心とした職業訓練です。
パソコンを使用してデータの入力から文書作成・表計算・プレゼンテーションのソフトウェア活用及びインターネットに関する知識・技能の習得
- ・実践能力習得訓練コース：企業等の現場・業務内容に沿った職業訓練
実践的な職業能力を習得するために作業実習を行う
OA事務、パソコン実務、食品製造、縫製、販売、クリーニング、医薬品製造、農作業、生産管理、商品管理、清掃等

訓練内容

実習の習得目標やカリキュラムを設定し、事業所において実際に実施している作業工程の中で、担当者からの指導を受けて習得します。

訓練の状況を把握するため、出席簿や訓練日誌等の記録・管理が必要です。

その他

委託訓練終了後に、職場適応訓練や障害者試行雇用（トライアル雇用）への支援制度の利用が可能。

所在地

住所 〒010-1623 秋田市新屋町砂奴寄4-53
電話 018-824-2548

法定雇用率

法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一定の割合に相当する数以上の身体障害者または知的障害者、精神障害者を雇用しなければならないこととされています。この一定の割合のことを法定雇用率といいます。令和3年3月1日より、次のように引き上げられました。

◎一般の民間企業 2. 2% → (常用労働者数43. 5人以上規模の企業)	R3年3月1日~ 2. 3%
○国、地方公共団体等 2. 5% →	R3年3月1日~ 2. 6%
○都道府県等の教育委員会 2. 4% →	R3年3月1日~ 2. 5%

※なお、重度身体障害者または重度知的障害者については、それぞれ1名の雇用をもって、2名の雇用としてカウントされます。

最低賃金

○秋田県の最低賃金 時間額 **822円**

(令和3年10月1日~)

※次に掲げる賃金は最低賃金額の計算には含まれません。

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

就労継続支援A型

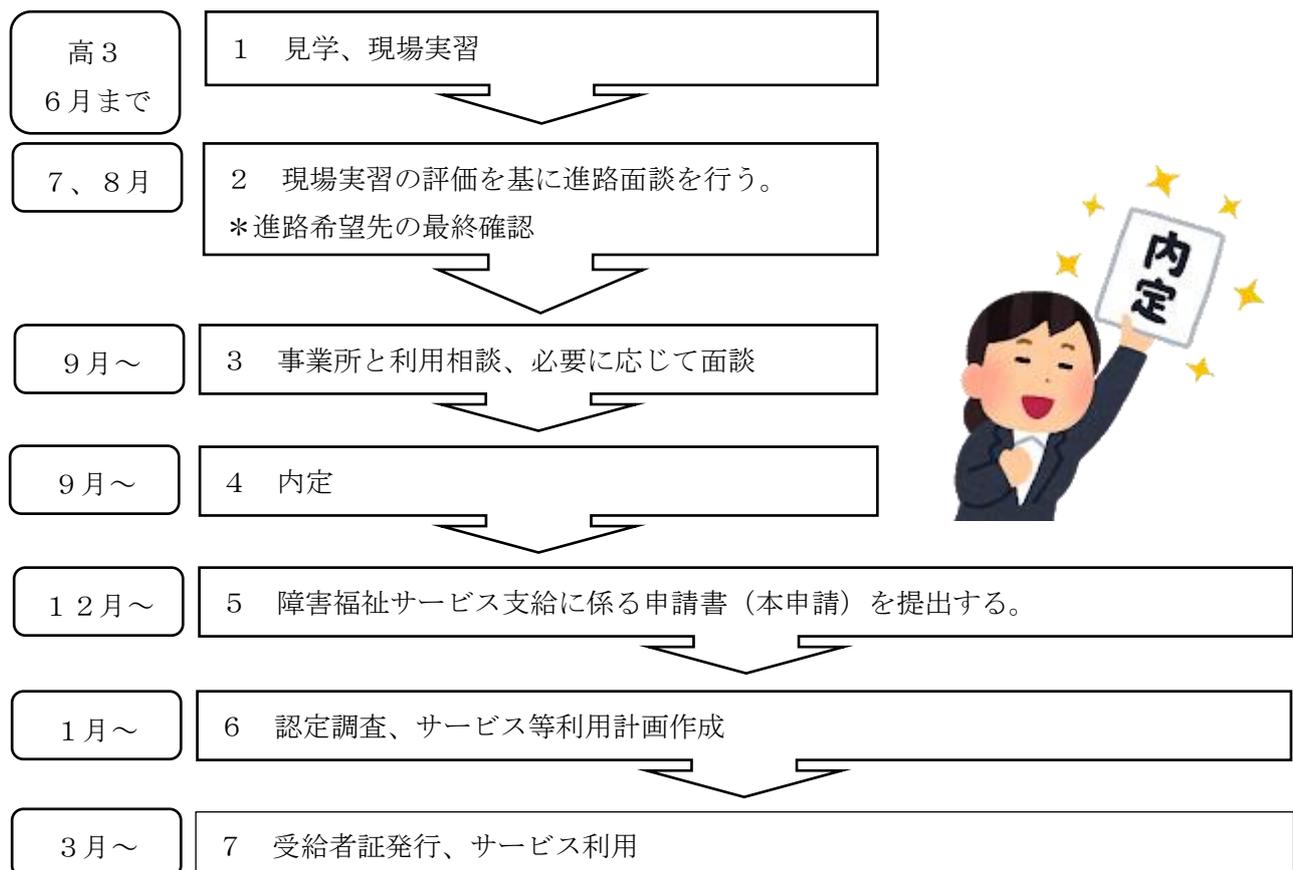
就労継続支援A型とは、障害や難病のある方が、雇用契約を結んだ上で一定の支援がある職場で働くことができる福祉サービスです。現時点では一般企業での勤務が難しい65歳未満の方に、一定の支援下で継続して働けるような職場を提供しています。利用者はA型事業所との間で雇用契約を結ぶので、基本的には最低賃金額以上の給料がもらえます。

対象者

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な方を対象としています。具体的には次のような例が挙げられます。

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった方
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった方
- ③ 企業等を離職した方等、就労経験のある方で、現に雇用関係がない方

就労継続支援A型事業所利用までの手続き



就労継続支援A型と就労継続支援B型の主な違い

	就労継続支援A型	就労継続支援B型
賃金	給料が支払われる	工賃が支払われる
月額全国平均収入	全国平均67,795円	全国平均15,033円

就労継続支援B型

障害のある方が一般企業への就職が不安、あるいは困難な場合に、雇用契約を結ばないで軽作業などの就労訓練を行うことが可能な福祉サービスのことを言います。障害や心身の調子に合わせて自分のペースで働くことができるため、一般就労や就労継続支援A型事業所への移行に必要なスキルを習得することが期待できます。

対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方を対象としています。具体的には次のような例が挙げられます。

- ① 企業等や就労継続支援事業（A型）での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②に該当しない者であって、就労移行支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者

生活介護

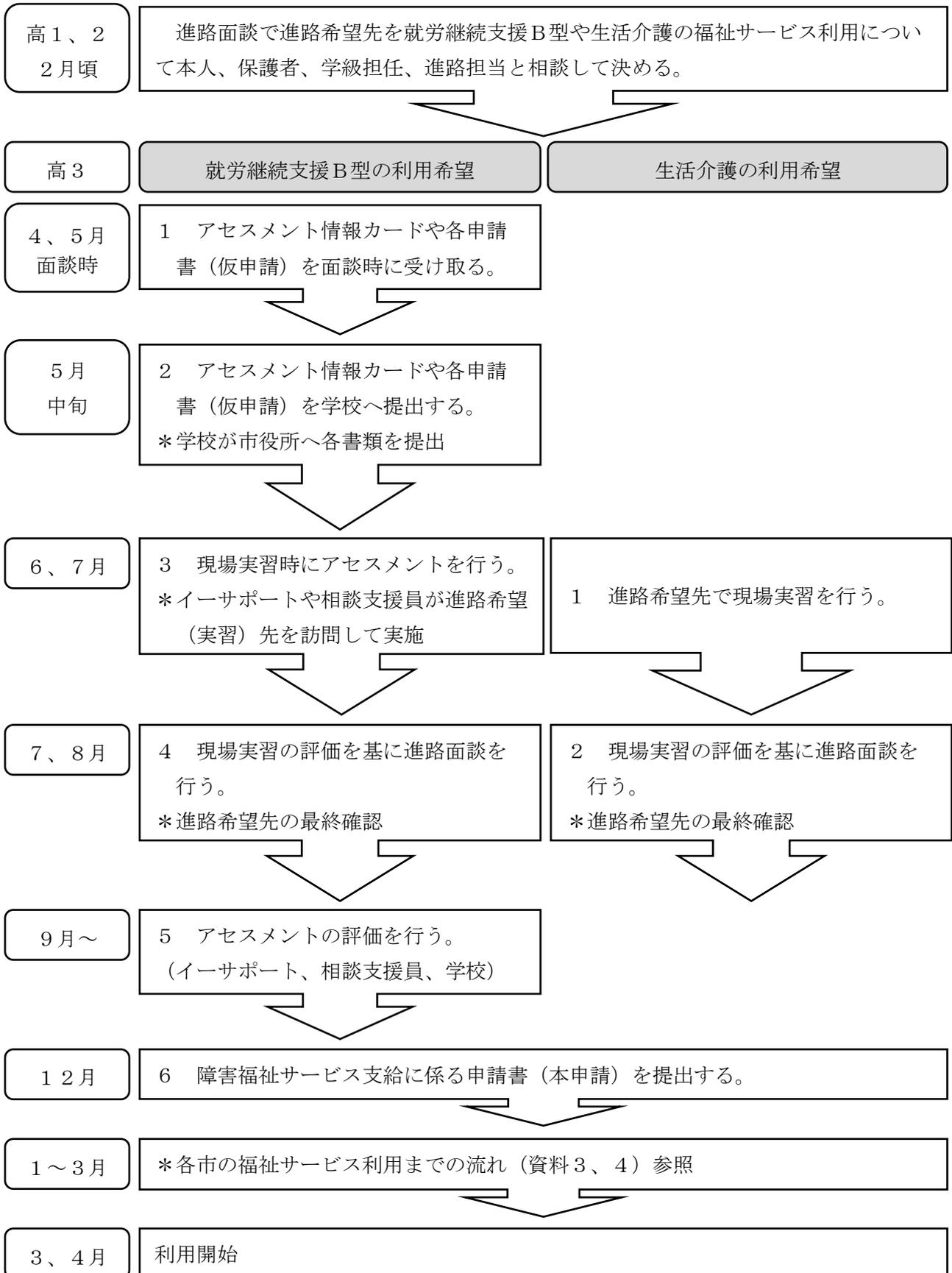
主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

対象者

地域や入所施設において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方として次に掲げる方を対象としています。具体的には次のような例が挙げられます。

- ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である方
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）以上である方
- ③ 生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する方であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の方は区分3）より低い方で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案を作成する手続きを経た上で、市町村により利用の組み合わせの必要性が認められた方

福祉サービス利用（就労継続支援B型、生活介護）までの諸手続



※由利本荘市、にかほ市以外の地区に関しては、手続きの内容や時期が異なることがあります。

施設入所支援

施設に入所する障害者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

対象者

- ① 生活介護を受けている方で障害支援区分が区分4以上（50歳以上は区分3）である
- ② 自立訓練、就労移行支援または就労継続支援B型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方または通所によって訓練を受けることが困難な方 など

共同生活援助(グループホーム)

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。

対象者

障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

相談支援事業

障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう身近な市町村を中心として以下のような相談支援事業を実施しています。

地域の状況に応じて柔軟な事業形態をとれることになっていますので、詳細については、最寄りの市町村窓口にお問い合わせください。

内容

特別支援学校在学時や高等部卒業時は、主に①と③の事業内容を利用します。

- ① 障害福祉サービス等の利用計画の作成（計画相談支援・障害児相談支援）
- ② 地域生活への移行に向けた支援（地域移行支援・地域定着支援）
- ③ 一般的な相談をしたい場合（障害者相談支援事業）
- ④ 一般住宅に入居して生活したい場合（住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
- ⑤ 障害者本人で障害福祉サービスの利用契約等ができない場合（成年後見制度利用支援事業）

由利本荘市の主なサービス提供事業所等一覧

地域	施設名	電話番号	提供サービス等
由利本荘市	秋田県心身障害者コロニー	0184-33-2255	生活介護 就労継続支援B型 施設入所支援 地域療育等支援事業 短期入所事業 日中一時支援事業 共同生活援助（グループホーム）
	障害者支援施設 はまなす園	0184-73-3447	生活介護 就労継続支援B型 施設入所支援 短期入所
	水林新生園	0184-23-3575	生活介護 日中一時支援 共同生活援助（グループホーム） 相談支援事業
	国立病院機構あきた病院	0184-73-2002	療養介護 短期入所（重症心身障がい者等）
	障害者自立支援センター <small>なごみ</small> 和	0184-23-6777	短期入所 共同生活援助（グループホーム） 就労継続支援B型 地域活動支援センター事業 相談支援事業
	由利本荘地域生活支援センター	0184-25-7077	生活介護 共同生活援助（グループホーム）
	のびのび	0184-25-7077	放課後等デイサービス 児童発達支援
	ぐんぐん	0184-74-8020	放課後等デイサービス
	由利本荘市基幹相談支援センター	0184-74-3614	相談支援事業
	障がい者支援事業所 逢い	0184-24-1109	共同生活援助（グループホーム） 就労継続支援B型 生活介護 日中一時支援
	ぼぼろの家	0184-65-2827	生活介護 日中一時支援
	くるみの里	0184-74-3983	就労継続支援B型 地域活動支援センター事業 日中一時支援
	アルメリアの里【共生型事業所】	0184-44-8970	生活介護、短期入所
	職業訓練スクール	0184-22-5328	就労移行支援
	就労支援センター ホリデー	0184-22-2883	就労継続支援A型
	NPO法人はまなす会 ゆうゆう	0184-33-3005	就労継続支援B型
	NPO法人あゆみの会	0184-62-0511	就労継続支援B型 地域活動支援センター事業
	ほのぼの岩城	0184-74-7666	就労継続支援B型 相談支援事業
	Lead本荘（りーどほんじょう）	0184-74-8231	就労継続支援B型
	障がい者支援事業所 集いの家	0184-74-8266	就労継続支援B型
ささのこ	0184-74-3341	就労継続支援B型	
地域活動支援センター 根分け会	0184-23-7589	地域活動支援センター事業	
はなえみ学舎 本荘キャンパス	090-1064-0684	放課後等デイサービス	

*詳細は、由利本荘市の『障がい者福祉のしおり』P25～34を参照してください

にかほ市の主なサービス提供事業所等一覧

地域	施設名	電話番号	提供サービス等
にかほ市	障害者支援施設 金浦療護園	0184-38-4123	短期入所事業 施設入所支援 生活介護 相談支援事業（身体） 移動支援事業（身体） 日中一時支援
	障がい福祉サービス事業所 さん・とらっぴ	0184-32-5155	生活介護 就労継続支援B型 相談支援事業 日中一時支援
	にかほ市基幹相談支援センター	0184-74-7440	相談支援事業
	株式会社 鳥海フォス	0184-44-8878	就労継続支援B型
	株式会社ハイタッチ	0184-44-8344	就労継続支援B型 自立訓練（生活訓練）
	ほっこり苺の里	080-2842-6057	就労継続支援B型
	障がい相談支援事業所	0184-32-3010	相談支援事業
	グループホームのどか	0184-74-6126	共同生活援助（グループホーム）
	グループホームのどかⅠ・Ⅱ	0184-74-5078	共同生活援助（グループホーム）
	相談支援事業所のどか	0184-74-3068	相談支援事業
	特定非営利活動法人キャンパス ぱれっと（にかほ市総合福祉交流センター内）	0184-74-9172	放課後等デイサービス
	はなえみ学舎 にかほキャンパス	090-1064-0684	放課後等デイサービス
	障がい者グループホーム太平	0184-74-3671	共同生活援助（グループホーム）

*詳細は、にかほ市の『障がいを持つ人のためのガイドブック』P5～14を参照してください



由利本荘市・にかほ市の各種制度・サービス等一覧①

制度・サービス等一覧		由利本荘市 掲載ページ	にかほ市 掲載ページ	備考	
障害者手帳制度		5、6	1、2	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は、障がいの認定のほか、各種福祉制度を利用するために必要なもの	
医療制度	福祉医療制度（マルフク）	20	3	身体障害者手帳1～3級所持者または療育手帳A所持者対象 身体障害者手帳4～6級所持者で65歳以上の方対象	
	自立支援医療（更生医療）	19	3	18歳以上の身体障害者手帳所持者で手帳に記載されている障がいに関する更生医療対象の医療を受ける場合に対象	
	自立支援医療（育成医療）	19	3	18歳未満で、身体上の障がいを有するかまたは現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる方対象	
	自立支援医療（精神通院医療）	19	4	統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する方対象	
	特定医療費（指定難病）	20		指定されている333疾病（令和3年3月現在）により医療を受けている方対象	
	小児慢性特定疾病医療費	20		掲載ページにある疾患群（762疾病）により医療を受けている18歳未満の児童対象	
障害福祉サービス等	介護給付（訪問系サービス）	24	6	在宅で利用する訪問サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所（ショートステイ）等	
	介護給付／訓練等給付（日中活動系サービス）	25	6	入所または通所施設等で昼間の活動を支援するサービス：療養介護、生活介護、自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）等	
	介護給付／訓練等給付（居住系サービス）	26	6	入所施設等で住まいの場として支援するサービス：施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）	
	地域相談支援給付／計画相談支援給付	26		地域生活やサービス利用に関する相談等の支援を行うサービス：地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援	
	障害児通所支援給付	27	7	通所施設等で障がい児の発達支援や見守りを行うサービス：児童発達支援、放課後等デイサービス等	
	障害児相談支援給付	27		障害児通所支援の利用に関する相談等の支援を行うサービス：障害児相談支援	
	すこやか療育支援事業	27	8	児童発達支援等を利用する際の利用者負担などの半額を助成する制度	
地域生活支援事業	相談支援事業	30	32	障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助等を行う	
	日常生活用具給付等事業	31	11	在宅の重度身体障がい者等に対し、日常生活の便宜を図るとともに、福祉の増進に資するため日常生活用具の給付または貸与を行う	
	コミュニケーション支援事業	30	13	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う方の派遣を行う	
	移動支援事業	30	13	屋外での移動が困難な障がい者等を対象に、外出（社会参加等）の個別支援を行う	
	日中一時支援事業	33	14	就労等のため障がい児者を監護できない場合等に日中の一時的な見守りを行い、障がい者等の家族を支援する	
	社会参加促進事業	自動車運転免許証取得費助成事業	34	14	自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成
		自動車改造費助成事業	34	14	重度身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の走行装置及び駆動装置等の一部を改造する経費を助成
		声の広報等発行事業	34		文字による情報入手が困難な障がい者のために、市広報紙の内容をCD-R等に収録した「声の広報」（月2回）を無料で提供
		奉仕員養成事業	34		視覚及び聴覚障がいがある方の交流活動の促進等を図るため、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、朗読奉仕員の養成を行う
	更生訓練費給付事業		14		
	地域活動支援センター事業	32	14	障がいのある方が通い、創作的活動や生産活動等の機会の提供、また日常生活、社会生活等を営むための支援を受ける	
	訪問入浴サービス事業	32		入浴車により在宅で入浴サービスを提供	
	言語発達支援事業	33		聴覚や言語発達に障がいのある児童、発達障がい児童に対し、言語聴覚士による言語発達訓練を行う	
生活支援事業 〔福祉機器リサイクル事業〕	34		不要になった福祉機器（特殊ベッド、車イス）について、これを必要とする方に転送、貸与し、日常生活の支援を図る		

由利本荘市・にかほ市の各種制度・サービス等一覧②

制度・サービス等一覧		由利本荘市 掲載ページ	にかほ市 掲載ページ	備考
にかほ市独自の支援事業	にかほ市独自軽減事業		15	障害者総合支援法の利用者の原則1割負担について、特に負担感の大きい通所者や在宅者の利用者負担を軽減する措置を実施
	人工内耳用電池等購入費の助成		15	人工内耳を装着している20歳未満の障がい児(者)の日常生活の利便性及び経済的な負担の軽減を目的として、人工内耳に使用する電池や外部装置の購入費用を助成
	難聴児の補聴器購入費の助成	38	15	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児に対し、補聴器購入または修理費用の一部を助成する
	障がい者(児)の交通費の助成	38	16	身体機能または生活能力の維持・向上等を図るために、定期的に施設や事業所に通所する障がい者の交通費の一部を助成し費用負担の軽減を図る
	タクシー利用券の給付	8	16	利用者に対し小型タクシー利用料金の一部(基本料金)を助成するため、タクシー券を交付 各市で対象者は異なる
	電子白杖購入費の助成	38	17	視覚障がい児者に対し、電子白杖購入費用の一部を助成
	在宅知的障害者の健康診査		17	各種健康診断を受ける機会のない在宅の知的障がい者に対して、生活習慣病の予防及び健康の維持・増進を図るために基本健康診査と歯科健康診査を行う
	雪下ろしにかかる費用の助成		17	積雪による被害を未然に防止し、対象世帯の心身の安定を図るため、雪下ろし等にかかる費用の一部を助成
公共料金の割引制度について	JR運賃等の割引	7	18	身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方対象
	国内航空運賃の割引	7		身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの満12歳以上の方とその介護者1名が対象
	コミュニティバス運賃の無料化	8	19	詳細は、各市の掲載ページを参照
	タクシー運賃の割引制度	8	19	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がタクシー(県内)を利用する際、手帳を提示すると運賃が1割引になる場合がある
	一般バス運賃の割引	9		身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方対象
	有料道路通行料金の割引制度	9	19	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方対象
	市内施設の使用料金等の割引	10		身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と付添介護者1名(身体:第1種または小学生以下の手帳所持、精神:1級、2級または小学生以下の手帳所持)
税金、受信料の減免その他の割引について	所得税・住民税に関する所得控除	11	28	障がい者が所得税・住民税の納税者本人または納税者の控除対象配偶者・扶養親族である場合に控除が受けられる
	NHK受信料の減免	11	21	全額免除と半額免除の対象者は異なるため、各市掲載ページを参照
	CATV利用料の減免	11		由利本荘市のCATV利用料の減免制度
	自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割・自動車税種別割	12	27	減免を受けることが出来る自動車は、障がい者一人につき1台対象の詳細は、各紙掲載ページを参照
	軽自動車税(種別割)の減免	13	27	同上
	相続税に関する控除	13		相続人が85歳未満で障がい者の場合に、障がいの重さに応じて障がい者控除が受けられる
	駐車禁止除外指定	14		駐車禁止規制がある道路で、移動に困難が伴い、やむを得ず駐車する必要があると見込まれる場合、駐車禁止除外指定を申請し許可標章の交付を受け、駐車が可能になる
	障害者等用駐車区画利用制度	14	20	公共施設や商業施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」が利用できる「利用証」を発行する制度 利用できる駐車区画は、健のホームページ等で公開
	携帯電話料金の割引制度	14	21	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
成年後見制度	法定後見制度	43		本人がすでに判断能力が十分ではない場合、本人、配偶者、4親等内の親族などが家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所から成年後見人等を選定してもらう制度
	任意後見制度	43		本人が判断能力が十分なときに、将来の判断能力の低下に備えて、本人が後見人を選定し、本人の希望する支援内容を定めて公正証書で契約を結び、将来の不安に備えておく制度
	日常生活自立支援事業	44		判断能力が不十分な方が自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助等の支援を行うことにより、その方の権利擁護に資することを目的とした事業

由利本荘市・にかほ市の各種制度・サービス等一覧③

制度・サービス等一覧		由利本荘市 掲載ページ	にかほ市 掲載ページ	備考
手当・年金・共済制度について	特別児童扶養手当	15	23	詳細は、各市掲載ページ参照
	障害児福祉手当	15	24	身体または精神に著しく重度の障がいを持ち、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の児童対象
	特別障害者手当	16	23	身体または精神に著しく重度の障がい重複する場合、またはそれと同程度の障がいの状態で、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方
	障害基礎年金	16	24	詳細は、各市掲載ページ参照
	障害厚生年金	17	25	障がいの原因となった病気やケガの初診日において厚生年金の被保険者であった方で障害基礎年金と同様な要件を満たしている方対象 その他、各市掲載ページ参照
	特別障害給付金制度	17		詳細は、各紙掲載ページ参照
	心身障害者扶養共済制度	18	25	①知的障がい者、②身体障害者手帳1～3級の方、③精神または身体に永続的な障がいがある方で、①②と同程度と認められる方対象
補装具費支給制度		29	10	日常生活や仕事をしやすくするために、必要な補装具を購入、修理、借り受けする際の費用を支給
その他の障がい者支援制度等について	福祉住宅整備資金融資あっせん制度	35		市と契約した市内金融機関が融資希望者に資金を貸付、5%以内の償還利率を市が負担する制度
	住宅整備資金貸し付け		21	にかほ市に居住する障がい者又は障がい者と同居する親族で、障がい者向けに居室等を増改築又は改造する必要がある、自力で整備するのが困難な方対象
	生活福祉資金貸付制度	36		低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯対象
	交通事故による障がい者支援制度〔交通遺児等貸付〕	37	26	育成資金の無利子貸し付けを受けることができる自動車事故により保護者が死亡または重度の後遺障害が残った生活困窮家庭の児童（中学生まで）対象
	〃〔介護料の支給〕	37	26	介護料の支給を受けることができる自動車事故により保護者が死亡または重度の後遺障害が残った生活困窮家庭の児童（中学生まで）対象
	人工透析通院交通費助成事業	37		人工透析の治療を継続的に受ける必要がある方に、通院距離に応じて通院費用の一部を助成し費用負担の軽減を図る
	障がい者通所交通費助成事業	38	16	各市で内容に違いがあるため、詳細は各市掲載ページ参照
	難聴児補聴器購入費等助成事業	38	15	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児に対し、補聴器購入または修理費用の一部を助成
	視覚障害者等用電子白杖購入費助成事業	38	17	視覚障がい者に対し、電子白杖購入費用の一部を助成
	身体障がい者デイサービス事業	39		身体障がいのある方が通い、入浴や食事、創作的活動等の支援を受けることができる
知的障害者デイサービスセンター悠楽館	39		知的障がいのある方が通い、入浴や食事、創作的活動を受けることができる	
ヘルプマーク・ヘルプカード	39	22	義足や人工関節を使用している方、心臓疾患等の内部障害や難病の方、発達障害の方、妊娠初期の方など対象	
障がい児の就学支援	就学・教育相談等について	40		発育や発達の様子が気になる幼児や児童生徒の教育や就学についての相談受け、情報提供を行う
	特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室	40		由利本荘市掲載ページ参照
	特別支援教育就学奨励費	41		小・中学校の特別支援学級に在学している児童生徒に、学用品費、給食費及び修学旅行費等の費用を、世帯の所得に応じて助成し、保護者の経済的負担の軽減を図る
	心身障がい児集団訓練「虹っこひろば」	41		ことばの遅れが気になる、落ち着きがないなど、心身に障がいの疑いがある児童を対象
	幼児通級指導教室「さくら教室」	42		就学に不安を抱えている年中・年長児を対象に、「見通しを持たせるための支援」や「できることの体験を増やす支援」などを個別に指導
郵便等による不在者投票			29	詳細は、にかほ市掲載ページ参照
点字・代理投票			29	ご自分で字を書くことが困難な方対象

進学について



専門学校や大学入試は受けられるの？

特別支援学校高等部卒業では、高等学校卒業の資格は得られませんが、専門学校や大学・短大の入試を受ける資格は得られます。

しかし、試験内容は変わりませんので、合格するためには、特別支援学校高等部の授業だけでは足りないことが予想されますので、非常に狭き門と捉えます。



高等学校卒業の資格を得るには？

高校入試を受けて地域の高校に入学するか、通信制の高校へ入学する方法があります。

いずれにしても、進路希望について具体的に担任の先生と相談しておくことが重要です。



専門学校や大学・短大以外の進学先は？

職業能力開発促進法に基づいて国が設置し、都道府県が委託を受けて運営する障害者のための職業訓練施設があります。

全国に国立が13校、都道府県立が6校、計19校が設置されています。国立の13校のうち、2校は独立行政法人高齢・障害者・求職者雇用支援機構、11校は都道府県に運営を委託されています。

詳しくは、次のページをご覧ください。



国立機構営校

- ・中央障害者職業能力開発校（国立職業リハビリテーションセンター）埼玉県
- ・吉備高原障害者職業能力開発校（国立吉備高原職業リハビリテーションセンター）岡山県

国立県営校

- ・北海道、宮城、東京、神奈川、石川、愛知、大阪、兵庫、広島、福岡、鹿児島

県立県営校

- ・青森、千葉、静岡、愛知、京都、兵庫

宮城障害者職業能力開発校



どんなところだろう？

身体または知的に障害のある方に対し、その能力に適応する職種について必要な基礎技能を習得させ、就業による自立を図ります。

宮城県仙台市にある宮城障害者職業能力開発校以外には、青森県立障害者職業訓練校があります（詳細は進路担当にお尋ねください）。

秋田県、岩手県、山形県、福島県には、進学先となる職業訓練施設はありません。



知的障害者対象

総合実務科（販売管理コース、手工芸コース、物流ワークコース）

- ・療育手帳をお持ちの方で症状が固定しており、訓練に支障のない方
- ・中学校卒業（見込み）以上の方
- ・集団生活に支障のない方
- ・就職の意思がある方

身体障害者対象

Webデザイン科、OAビジネス科

- ・身体障害者手帳をお持ちの方で症状が固定しており、訓練に支障のない方
- ・高等学校卒業（見込み）又は同等以上の学力のある方
- ・集団生活に支障のない方
- ・就職の意思がある方

提出書類（1年訓練）

入校を希望する場合、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）で職業相談をし、次の書類をハローワークへ提出する。

- ①入校願書（健康診断書も含む） ※用紙はハローワークにあり
- ②身体障害者手帳または療育手帳のコピー（手続き中の方は判定所のコピーでも可）
- ③中学校を卒業される方は「職業相談票（乙）」、高等学校を卒業される方は「調査書」

経費

授業料：無料 教科書代：20,000円～50,000円程度

昼食代：毎月8,000円程度（通学生で利用希望者のみ）

寮経費：毎月40,000円程度（3食込、入寮者のみ）

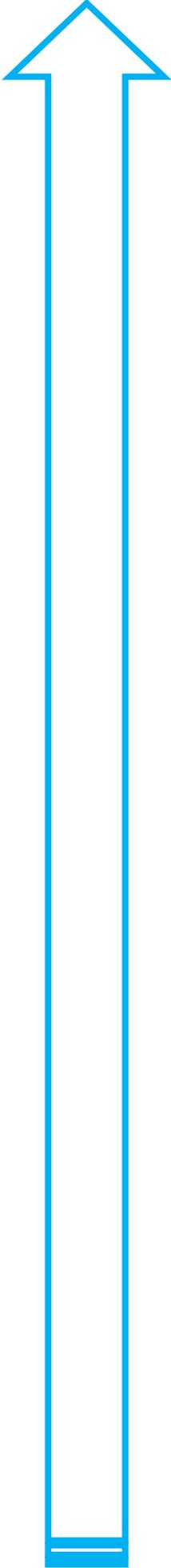
援護制度

ハローワーク（公共職業安定所）の受講指示により入校される方は、雇用保険の延長または訓練手当が支給される場合があります。

5 本校卒業生の進路先（卒業時）

卒業生進路状況一覧（H12～R3）

産業／業種	人数	作業内容	事業所名	人数	サービス形態内容	
農業	5	農作業補助、椎茸栽培、牧場業務等	水林新生園	42	H22以前の形態【34】 生活介護【8】	
製造業	3	製品の袋詰め、箱詰め等	秋田県心身障害者コロニー	14	H22以前の形態【3(入所)】 就労継続支援B型【4】 生活介護【1】 入所支援【6】	
	1	製氷業				
	2	肌着製造仕上げ、縫製	さん・とらっぶ	27	H22以前の形態【14】 就労継続支援B型【2】 生活介護【11】	
	1	段ボール組立等				
	1	プラスチック成形加工	障害者支援施設 金浦療護園	2	H22以前の形態【2】 生活介護【0】	
	3	部品並べ、製品梱包、運搬等	はまなす園	5	H22以前の形態【3】 就労継続支援B型【1】 生活介護【1】	
	2	製品のバリ取り、研磨等				
33	電子部品製造・検査・箱詰め 清掃及び施設営繕、洗浄、運搬	はまなす会	11	H22以前の形態【5】 就労継続支援B型【6】		
運輸・郵便	2	仕分け、荷物搬出入（フォークリフト運転）	ゆうゆう	11	H22以前の形態【5】 就労継続支援B型【9】	
	0		NPO法人逢い	19	H22以前の形態【5】 就労継続支援B型【9】	
	0		障がい者支援 事業所逢い	19	生活介護【5】	
卸売業・小売業	29	スーパー（農産、品出し、清掃）、ホームセンター等	ぼぼろの家	7	生活介護【6】 H22以前の形態【1】	
	2	衣服などの販売、清掃等	くるみの里	8	H22以前の形態【1】 地域活動支援センター事業【3】 就労継続支援B型【4】	
	3	ファーストフード等				
	2	洗車・車内清掃等	NPO法人	11	地域活動支援センター事業【5】 就労継続支援B型【6】	
	1	ドラッグストア（品出し）、ガソリンスタンド	あゆみの会	4	生活介護【4】	
0	事務補助	株式会社	4	就労継続支援A型【3】 就労継続支援B型【1】		
宿泊・飲食	3	宴会準備、宿泊準備、清掃等	鳥海フォス	4	*H22以前は就職カウント（農業）	
	4	食堂、レストラン業務、清掃	株式会社ホリデー	3	就労継続支援A型【3】	
	1	弁当・惣菜の調理、バック詰め、配達	株式会社	2	就労継続支援B型【2】	
生活関連・娯楽	2	タオル類のたたみ、リネン仕上げ作業	ハイタッチ	2	自立訓練【0】	
	0		ほっこり草の里	8	就労継続支援B型【8】	
	1	事務補助	水林事業所	1	就労継続支援B型【1】	
教育・学習支援業	5	保育補助、消毒、学習アシスタント等	和	1	地域活動支援センター事業【1】 就労継続支援B型【0】 自立訓練【0】	
	14	介護補助、清掃、施設営繕、医療器具の滅菌加工等	NPO法人根分け会	1	地域活動支援センター事業【1】	
複合	1	事務補助	ほのぼの岩城	1	就労継続支援B型【0】	
	0		L e a d本荘	1	就労継続支援B型【1】	
サービス	1	リサイクル業務	集いの家	1	就労継続支援B型【1】	
	1	洗車・車内清掃等	ささのこ	1	就労継続支援B型【1】	
	1	事務補助	白樺	1	就労継続支援B型【1】	
	2	ビルメンテナンス、清掃等	スクラム	1	H22以前の形態【1】	
小計	126		緑光苑	1	H22以前の形態【1】	
卒業後の様子	人数	卒業後の進路状況	ふ〜ら	1	就労継続支援B型【1】	
			1	1	H22以前の形態【1】	
進学	1	宮城障害者職業能力開発校	支援就労センター バスターナル 株式会社 らいふぼーとなー	1	H22以前の形態【1】	
			4	福祉サービス等の部分的利用	1	就労継続支援A型【1】
			4	デイサービス利用、ヘルパー	1	就労継続支援B型【1】
			1	体験利用	1	自立訓練【1】
			4	在宅希望及び各種サービス等利用なし	1	入所支援【1】
			6	福祉サービス等利用希望（待機）	1	
			5	一般就労希望（待機）	1	
家事手伝い	4	一般就労希望（待機）	わいわい・かんとリー	1	自立訓練【1】	
小計	29		虹のいえ	1	入所支援【1】	
合計	338		小計	183		



IV 卒業後 の支援

- 1 卒業後の支援に向けて
- 2 追指導
- 3 同窓会

個別移行支援計画

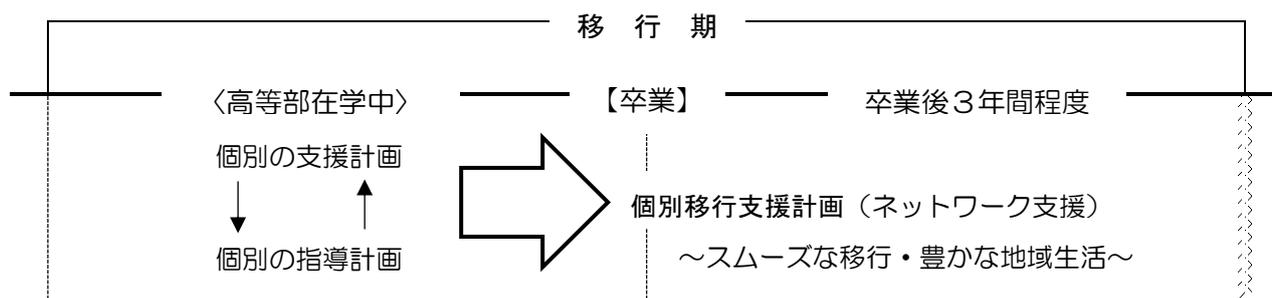
1 一般就労の生徒に作成する個別移行支援計画とは

① 移行期をスムーズに移行し、豊かな地域生活を実現します。

- ・ 個別移行支援計画は、一般就労する生徒の社会への移行期を支援する「個別の支援計画」です。
- ・ 個別移行支援計画の目的は「移行期をスムーズに移行できること」「豊かな地域生活を実現すること」にあります。

② 移行期は特に社会的支援が必要な時期です。

- ・ 移行期には「学校から社会へ」「子どもから大人へ」という二つの意味があります。
- ・ 青年期の障害のある生徒には、特に手厚い社会的支援が必要な時期です。
- ・ この移行期は、高等部入学時から卒業後3年間程度の期間が考えられています。



③ 「働く・暮らす・楽しむ」生活を支援します。

- ・ 個別移行支援計画は、卒業後の進路を「地域生活への移行」と考えています。
 - ・ 「働く」生活だけでなく、「暮らす」「楽しむ」生活も大事な支援の領域としています。
- 「働く・暮らす・楽しむ」生活がそれぞれ充実して豊かな地域生活は実現します。



④ 関係機関が連携して支援する仕組みです。

- ・ 個別移行支援計画は、地域生活への移行を「関係機関が連携して総合的に支援」していきます。一人一人の卒業生を関係機関が「共通理解して支援を役割分担」していくために個別移行支援計画が必要となるのです。
- ・ 個別移行支援計画は、本人・保護者および進路先をはじめとする関係者にとって「安心できる仕組み」になります。



個別移行支援計画

本人のプロフィール				記入者 ()	
ふりがな 氏名		女	生年月日	平成12年12月	日
住所	〒			連絡先	0184 27-2630
保護者		住所	同上	連絡先	090-0000-3210
出身校		担当		連絡先	
将来の生活についての希望					
必要と思われる支援内容					
具体的支援					
家庭生活	担当者： 連絡先： 内容：				
進路先の生活	担当者： 連絡先： 内容：				
医療・健康	担当者： 連絡先： 内容：				
余暇・地域生活	担当者： 連絡先： 内容：				
出身校の役割	担当者： 連絡先： 内容：				
備考：					

上記の内容について、関係機関が情報を共有することを承諾します。

平成 年 月 日

氏名 (自筆) _____

保護者 _____

※これは、支援の計画であり、契約ではありません。

2 どのように参加するか～6つのポイント～

個別移行支援計画の書式例を前のページに示しました。

計画の作成には、次に述べる6つのポイントで参加します。

①卒業後はどんな生活を望みますか

- ・「将来の生活についての希望」は、進路への本人・保護者の意思表示です。
- ・本人の希望は、進路学習・進路相談・実習体験などから培われていきます。「こんな生活がしたい」という希望を育てていきましょう。



②希望を語り、計画づくりに参加します。

- ・「必要と思われる支援内容」は、本人・保護者と学校側が相談しながら考えます。具体的ではっきりとした希望を学校側に伝えましょう。そして、どのような希望を、どのような手立てで実現していくかを相談します（ニーズを明確にすることになります）。
- ・この進路相談は、高等部卒業学年において面談や電話連絡、連絡帳等で随時行われ、個別移行支援計画の計画づくりに参加する大事な機会となります。



③関係機関と相談して役割分担します。

- ・「具体的支援」は各支援の領域を関係機関で役割分担したものです。ここでは保護者も家庭生活領域の支援者になり、学校も必要な役割を担います。各関係機関が担う具体的支援は、関係機関と相談しながら考えます。
- ・進路先内定後、本人・保護者及び関係機関が集まり、具体的支援などを相談する場を「移行支援会議」といいます。全体で集まるのが難しい場合は、一部の関係者による「移行支援担当者会議」となります。
- ・具体的支援についての希望・ニーズも遠慮なく話して、相談しましょう。



④関係機関の支援に反映されます。

- ・個別移行支援計画が作成された段階で、本人・保護者に確認の署名をしていただきます。
- ・その後、作成された個別移行支援計画は、本人・保護者の了解のもと各関係機関（就労先、ハローワーク、Eサポート等）に個別に配付され、卒業生が関係機関に共通理解されていきます。



⑤個人情報は大事に扱われます。

- ・個別移行支援計画は1枚の書類ですが、重要な「個人情報」が含まれています。
- ・この個人情報は、本人の支援のために本人・保護者・関係機関および学校の間で共有される情報です。



⑥卒業後、定期的に見直します。

- ・個別移行支援計画は、卒業後に定期的に見直し、修正します。本人および本人を取り巻く状況が変化するからです。
- ・状況の変化があって相談したいときは、遠慮なく学校に連絡を入れましょう。

3 ネットワークで支援します

①個別的なネットワークをつくります。

- ・個別移行支援計画を活用することは、「ネットワーク支援」といわれます。
- ・一人一人の卒業生を関係機関が共通理解し、支援を役割分担することは、個々の卒業生にそった「個別的なネットワーク」をつくることになります。一人の卒業生を取り巻く支援の輪といえます。
- ・一人で抱え込み、問題を解決しようとするのではなく、みんなで協力して支援します。



②組織的なネットワークでも支えます。

- ・学校が中心となり、地域の関係機関の代表者などによって組織された「移行支援ネットワーク会議」などを必要に応じて開催することがあります。これは、個別移行支援計画の活用を支える「組織的なネットワーク」といえます。
- ・このような地域を基盤とした組織的なネットワークには、「関係機関が情報の交換・共有および連絡調整を図る」「地域資源の見直しにより、地域に必要な資源の開拓を提起する」などの役割があります。



③支援の中心的役割はバトンタッチします。

- ・個別的なネットワークでの支援の中心は、卒業後の移行期（3年間程度）の間に、学校から地域の関係機関に、その支援の中心的役割を徐々に移行していきます。そのためにも、地域に組織的なネットワークが必要となります。
- ・よりふさわしい関係機関にバトンタッチされることが望まれます。



4 福祉サービス利用者の支援計画

○障害福祉サービス等利用計画

- ・就労継続支援B型や生活介護等の福祉サービスを利用する生徒については、相談支援事業所が作成する「障害福祉サービス等利用計画」が移行支援計画の役割を担います。卒業の年度末、相談支援事業所と進路先の事業所、学校、本人、保護者が参加し、障害福祉サービス等利用計画作成の聞き取り等を行います。

追指導

追指導とは

教師が卒業生の就労先や利用先（福祉事業所など）、必要に応じて自宅に伺い、勤務状態や家庭での様子を確認しながら、卒業後のアフターケアを実施します。

高等部卒業後は、スムーズに社会生活に移行できるように3年間にわたって「追指導」を行っています。

卒業後に必要となる支援の内容

- ・ 職業生活に関する支援
- ・ 家庭・地域生活に関する支援
- ・ 余暇生活に関する支援
- ・ トラブルや年齢に応じた支援
- ・ その他

追指導の実際

①同窓会活動

同窓生の豊かな生活に資することが主目的ですが、この機会を捉えて卒業生が抱える問題や課題の把握、そのことに対する相談・支援を行います。

②定期的な進路先訪問、家庭訪問（個別移行支援計画に基づいて実施）による状況把握

- ・ 勤務状況と雇用条件・職務内容の変更の有無
- ・ 作業意欲や仕事の習熟、対人面でのトラブルの有無
- ・ 周囲の評価や今後の展望

定期的な進路先訪問の目安

1年目：4～6月、7～9月、10～3月の計3回程度。

2年目：4～9月、10月～3月の計2回程度。

3年目：年間1回程度。

進路先で安定している場合は、訪問を控えることがある。
段階的に地域の関係機関に移行する。

③緊急訪問

- ・ 進路先不適合や進路変更等に対する支援は随時実施



トラブルへの対応(関係機関と連携して実施)

事実の確認：事故やトラブルの処置状況、トラブル発生時、経緯の状況の把握

原因の究明：事故やトラブルの原因を探る（本人の実態によるものか進路先の環境や対応に起因するものか）

対応：事故、トラブルの再発防止に関する手立てを本人及び関係者を交えて検討

同窓会

同窓会事務局

同窓会事務局は、本校の進路指導部の「同窓会係」管理し、卒業生の活動を支援しています。同窓会の活動では、同窓会員の交流を図るとともに、会員の近況を把握する場としても位置付けています。

同窓会の主な活動

- ①同窓会役員会：運動会（5月3週目の土曜日）やPTA総会（4月29日）に合わせて必要に応じて実施
- ②同窓会総会・20歳を祝う会：7月第4週の土曜日または連休初日に実施（同窓会員が参加）
- ③ゆり支援フェスティバル参観：10月下旬または11月上旬の土曜日に実施（同窓会員が参加）
- ④同窓会入会式：3月上旬に実施（高等部3年生と同窓会長が参加）
- ⑤その他（成人式）：20歳を迎える同窓生が由利本荘市の成人式に参加
主催は、由利本荘市
同窓会事務局は、案内発送を支援

同窓会会則

第一章（名称）

第 1 条 この会は「秋田県立ゆり支援学校同窓会」とし、事務局を同校内に置きます。

第二章（目的）

第 2 条 この会は、同窓生同士のかかわりや学校とのきずなを大切にして、深めていくことを目的とします。

第三章（会員）

第 3 条 この会は秋田県立ゆり支援学校中学部・高等部を卒業した人を正会員とし、同校職員を賛助会員とします。

第四章（役員）

第 4 条 この会に次の役員を置きます。

- | | |
|-----------|----------|
| 1 会長 1名 | 2 副会長 2名 |
| 3 幹事 若干名 | 4 会計 1名 |
| 5 会計監査 1名 | |

第 5 条 この会の役員は、総会で会員の中から選任されます。

第 6 条 役員の任期は2年とし、再選を妨げません。

第五章（活動）

第 7 条 この会の活動は次のとおりとします。

- 1 会員同士の親睦を図る活動。
- 2 「総会・^{はたち}20歳を祝う会^{かいさい}」の開催。
(7月第4週の土曜日または連休初日)
- 3 会報の発行。
- 4 学校の行事への参加。

第六章（会計）

第 8 条 この会の経費は、入会金2,000円と年会費500円、寄付金等その他の収入とします。入会金は卒業時におさめることとし、総会時の昼食代等の実費はそのつど集金します。

第 9 条 年会費は500円とし、2年に1度1,000円をおさめることとします。

(付則)

- この会則は、総会出席者の過半数の賛成によって改正することができます。
- この会則は、平成14年3月8日より一部実施し、平成14年7月28日より完全実施します。
- この会則は平成20年7月26日より一部改正します。
- この会則は平成28年11月19日より一部改正します。
- この会則は令和3年7月22日より一部改正します。

参考資料

『障がい者福祉のしおり』 由利本荘市
『障がいを持つ人のためのガイドブック』 にかほ市福祉事務所 福祉課
『特別支援学校における進路指導ガイド〈第10版〉』 秋田県教育委員会
『進路の手引き』 ゆり支援学校

